

第 4 期市川市地域福祉計画

【平成 30 年度～35 年度】

平成 30 年 3 月



目 次

第 1 章 地域福祉計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の背景.....	1
2 地域福祉とは.....	2
3 地域福祉計画とは.....	3
4 市川市地域福祉計画の位置づけ.....	5
5 市川市地域福祉計画の特徴.....	6
6 計画期間.....	7
7 第 4 期地域福祉計画の策定体制と経緯.....	8
第 2 章 これまでの取組みの成果と課題.....	9
1 行政施策の進捗状況.....	9
2 地区別計画の進捗状況.....	10
3 アンケート調査から見た課題.....	11
4 主要課題.....	52
第 3 章 第 3 期計画の総括.....	55
1 <作成中>.....	
第 4 章 第 4 期計画の基本的考え方.....	56
1 第 4 期計画の基本的考え方.....	56
2 基本目標.....	57
3 施策の展開.....	59
第 5 章 施策の展開.....	
基本目標Ⅰ 安心と信頼のあるまちづくり.....	
基本目標Ⅱ 参加と交流のまちづくり.....	
基本目標Ⅲ 安全とおいしいのあるまちづくり.....	
基本目標Ⅳ 自立と生きがいづくり.....	
基本目標Ⅴ 地域福祉推進の基盤づくり.....	

1 計画策定の背景

日本の戦後の社会福祉は昭和 26 年に制定された「社会福祉事業法」に基づき、行政による措置という形でサービスが提供されてきました。しかし、少子高齢化・経済状況のひっ迫、そして何より人々の福祉ニーズの多様化により、公的サービスだけでは対応できない状況となり、政府は社会福祉の基礎構造改革を行い、平成 12 年には同法が「社会福祉法」へと改正され、その中で、公的福祉のさらなる充実とともに「共助」といった地域福祉の概念が取り入れられました。

さらに、3・11 の東日本大震災等に見られるように、地域住民による互助活動や災害時における地域での要援護者の支援活動の重要性が再認識されるようになりました。また、平常時においても、産業構造の変化の中での生活不安やコミュニティ機能の喪失等から、精神的不安・引きこもり・虐待・DV・高齢者の行方不明・ホームレス・孤立死・自殺等のさまざまな社会問題が起こっています。

個人や家庭の抱える複合的課題などへの包括的な支援を行っていくため、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人與人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」が求められています。こうした中、地域共生社会の考え方が社会福祉法にも位置付けられ、地域住民と行政等との協働による包括的支援体制作り、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定が努力義務化されました。

本市では、平成 13 年度から福祉コミュニティの充実を図るため、地域ケアシステムの構築に取り組み、その取り組みは徐々に浸透してきています。

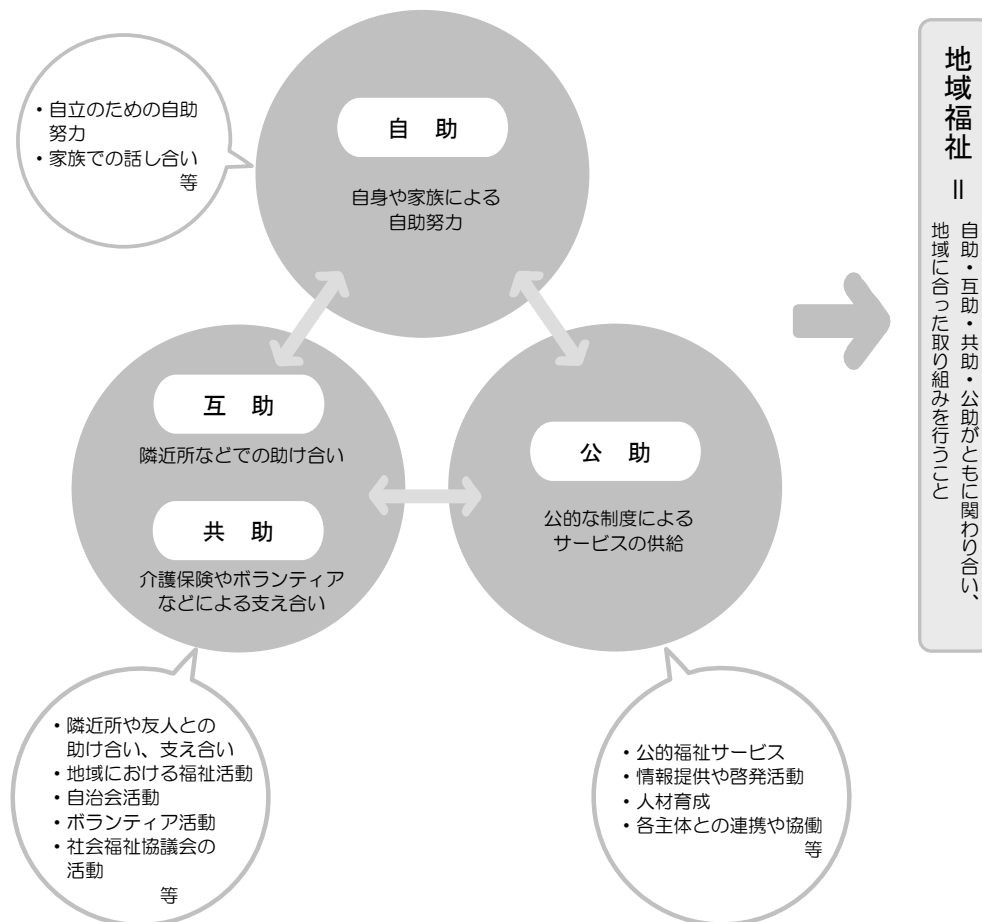
今後ますます加速する少子高齢化に対して、地域コミュニティの醸成や地域住民による支え合い体制を構築し、子どもから高齢者までの全ての市民が安心していきいきと暮らせるまちづくりを実現するため、本市の社会環境の変化や福祉施策の課題等を踏まえ、これまでの地域福祉計画を見直し、新たに「第 4 期市川市地域福祉計画」を策定するものです。

2 地域福祉とは

地域福祉とは、地域住民や福祉活動を展開する団体、事業者と行政が協働して地域の福祉課題の解決に取り組み、住民共通の願いである「だれもが安心して暮らし続けることのできる地域づくり」を進めることです。

地域福祉は、地域に住む一人ひとりが自立するための努力（自助）、地域に住む人が協力して行う日常的な生活援助活動（互助・共助）、行政が責任をもつ公的福祉サービスの提供（公助）がそれぞれの役割を分担し、互いに連動しながら全体としてまとまった機能を発揮させることにより、はじめて実現することができます。

国の地域包括ケアシステムに係る資料においては、「自助」、「互助」、「共助」、「公助」の4区分で示されていますが、「互助」も「共助」も相互に支え合っているという観点で共通しており、一体性があると考えられるため、本計画では「互助・共助」として記載しています。



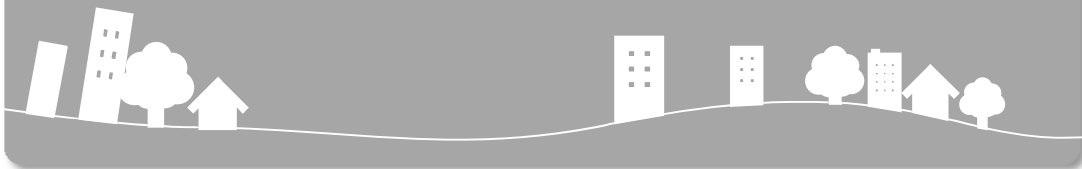
「地域福祉計画」は社会福祉法第 107 条に規定された法定計画であり、地域福祉の推進に関わる事項を一体的に定める計画として策定し、その内容を公表することが定められています。

本市には、人口の高齢化や少子化等の社会変化によりもたらされるさまざまな地域課題があります。その中では、高齢者や障害者、子ども等の福祉課題が主要な課題となっています。また、地域社会とつながりが薄い世帯等が増えつつあることについても、地域社会を維持し生活の秩序を保つための福祉課題として捉えています。それらの課題に対応するための仕組みを市民や団体と行政とが協働してつくりあげるとともに、市民が「サービスの受け手」にとどまらず、地域の課題の解決に主体的に参画し、よりよい地域社会に変えていくことを目指して地域福祉計画を策定してきました。

このような取組みを市内各地域の特性に即して進め、市民の誰もが安心して住み慣れた地域で暮らし続けることのできる福祉のまちづくりを実現するため、平成 14 年度策定の「市川市地域福祉計画（基本計画）」では次のとおり基本理念を定めました。

市川市地域福祉計画の基本理念

「だれもが住み慣れた地域で自立した生活を送るとともに、
自らも参画し、安心して暮らすことのできるまちをつくる」



第4期市川市地域福祉計画においても、市川市地域福祉計画（基本計画）に掲げた基本理念の実現を目指し、これまでの取組みを引き続き発展させながら、地域福祉の推進を目指します。

社会福祉法（一部抜粋）

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第一項各号に掲げる事業（地域福祉の推進のための包括的な支援体制の整備に関する事業）を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

4 市川市地域福祉計画の位置づけ

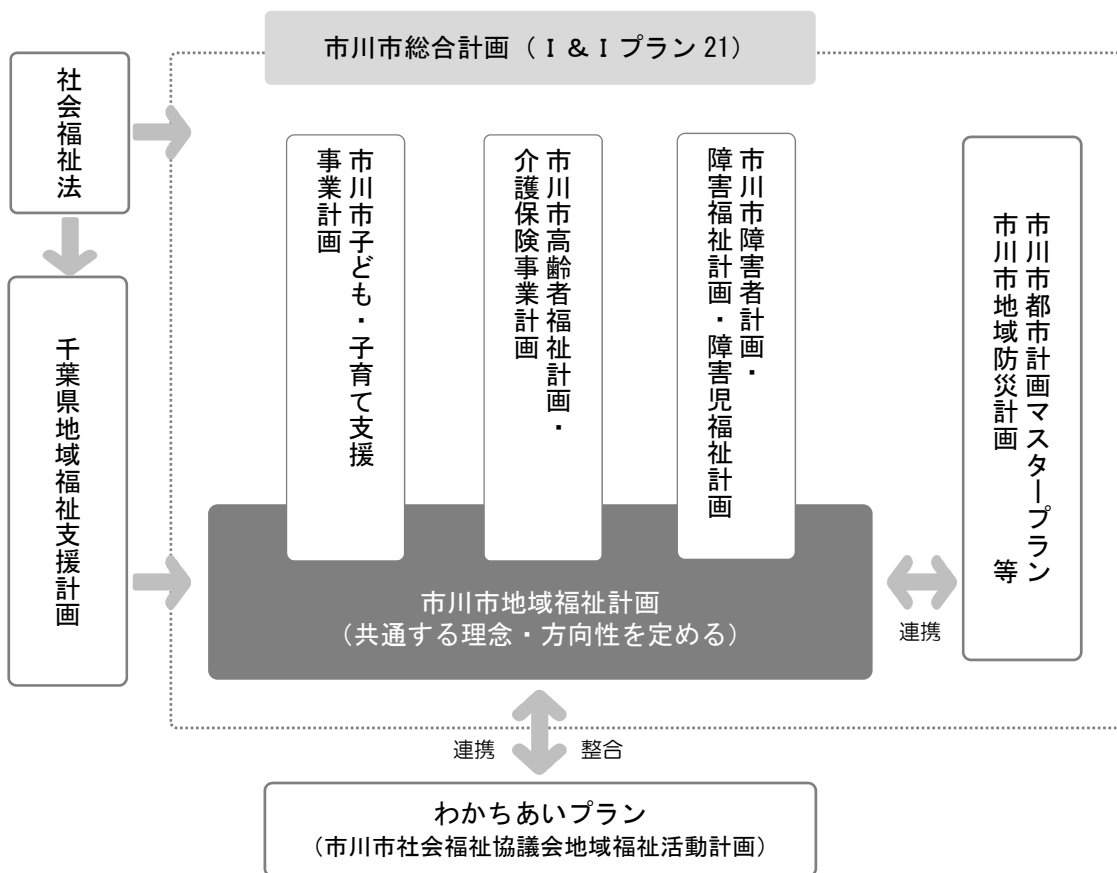
「第4期市川市地域福祉計画」は、市川市総合計画（I & Iプラン 21）における基本理念や基本目標、施策の方向を踏まえ、地域における福祉施策を総合的に推進するもので、社会福祉法第107条に基づく市町村地域福祉計画です。

地域福祉を推進する上で、高齢者、障害者、児童等、福祉に関する個別計画に共通する理念・方向性を定めるとともに、福祉分野横断的な施策を定める計画として機能することが期待されています。あわせて、「市川市都市計画マスタープラン」「市川市地域防災計画」等、他の部門で策定された個別計画で捉えられている課題をも福祉の視点から横断的に捉えることができる計画です。

いずれの個別計画も「市川市総合計画（I & Iプラン 21）」の実現に向けた基本理念は一致していますので、本市の地域福祉向上のため、各計画と連携を図りながら本計画を推進していきます。

なお、個別計画が策定されている単独の分野に係る事業については、目標設定や進捗管理等は当該個別計画に委ねることとします。

地域福祉計画と関連する諸計画の位置づけ



5 市川市地域福祉計画の特徴

地域福祉を推進するためには、「地域住民が主役」であることを基本とし、「自助」「互助・共助」「公助」の連携、協働のもと、地域課題の解決に向け、取り組みを進めていくことが重要です。

本市では、地域福祉の推進役である地域住民の主体的な活動が地域福祉計画の一部を構成するものであることから、地域課題を吸い上げ、解決に向けた検討を行う場として「地区推進会議」を設置しています。今期より、この「地区推進会議」を、これまで設定されていた3つの基幹福祉圏から、実際の地域活動の単位である小域福祉圏（14地区）に直接焦点を当てるものに変更することで、より地域特性を踏まえた検討を行い、本計画の推進へ反映されるよう、機能強化を図っています。

また、本計画は、市川市社会福祉協議会が策定した「わかちあいプラン（地域福祉活動計画）」及び、その中で地域が中心となって策定した地区別計画との連携のもと、小域福祉圏（14地区）ごとの地域課題を吸い上げ、解決に向けた検討を行い、事業の展開に反映させていく、いわゆる「ボトムアップ」形式の計画として推進していきます。

コラム 社会福祉協議会とは

社会福祉協議会（一般に「社協」と呼ばれています。）は、住民が安心して暮らせる福祉コミュニティづくりと地域福祉の推進を使命とする公共性・公益性の高い民間の非営利の団体（社会福祉法人）です。地域社会において、保健や福祉に関する問題から地域におけるさまざまな生活課題に至るまでの諸問題の解決を、住民参加による自主的かつ主体的な福祉活動や行政との協働によって目指しています。

社協は全国すべての市区町村、都道府県ごとに設置されており、全国組織として全国社会福祉協議会があります。本市には、市川市社会福祉協議会（以下、「市川市社協」という。）が置かれています。

【社会福祉協議会と市との連携、関わりについて】

社協は民間の団体ですが、社会福祉法で地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として規定されており、社協の役割は行政（市）の施策目標である住民参加による地域づくりと軌を一にしています。

このことを背景として、社協は行政から地域福祉の推進に関する事業を受託したり、補助金を受けて公益性のある多くの事業を行っています。加えて、社協は民間団体であるということを活かし、住民、NPO、ボランティア団体、民生委員・児童委員*、自治会、地区社会福祉協議会（地区社協）、福祉施設等の各種団体や機関の参加と協力のもとに、行政との連携や調整を図りながら地域の課題を解決しようとする特徴を持っています。

6 計画期間

第4期地域福祉計画の計画期間は、平成30年度から平成35年度までの6年間とします。ただし、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて、平成32年度に後半3年間分について見直しを行います。

計画期間

年度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35
市川市総合計画	基本構想（13年度～37年度）															
	基本計画 （13年度～37年度）			基本計画（23年度～32年度）												
市川市地域福祉計画	第2期地域福祉計画 （20年度～24年度）				第3期地域福祉計画 （25年度～29年度）				第4期地域福祉計画 （30年度～35年度）							
市川市高齢者 福祉計画・ 介護保険事業計画	第3期	第4期		第5期		第6期										
市川市子ども・子育て 支援事業計画									第1期							
市川市健康増進計画 健康いちかわ21	第1次						第2次									
市川市障害者計画 （基本計画）																
市川市障害者計画 （実施計画）				第2次		第3次										
市川市障害福祉計画				いちかわ ハートフル プラン		第2次 いちかわ ハートフル プラン										
	第1期	第2期		第3期		第4期										
市川市障害児福祉計画																
【参考】 わかちあいプラン （市川市社会福祉 協議会地域福祉 活動計画）	第1期		第2期		第3期											

7 第4期地域福祉計画の策定体制と経緯

今後、案を作成します。



第2章

これまでの取組みの成果と課題

1 行政施策の進捗状況

今後、案を作成します。

2 地区別計画の進捗状況

今後、案を作成します。

3 アンケート調査から見た課題

※アンケートは、以下の5種類の調査を実施しました。

調査種別	項目	内容
1. 市民	抽出方法	市内在住の20歳以上65歳未満の方から無作為抽出
	有効回収数	316
2. 高齢者	抽出方法	市内在住の65歳以上の方から無作為抽出
	有効回収数	461
3. ボランティア団体 ・NPO法人	抽出方法	市民活動団体支援制度を利用している団体・法人
	有効回収数	59
4. 民生委員・児童委員	抽出方法	市川市において民生委員・児童委員を務めている方
	有効回収数	435
5. 福祉委員	抽出方法	市川市において福祉委員を務めている方
	有効回収数	565

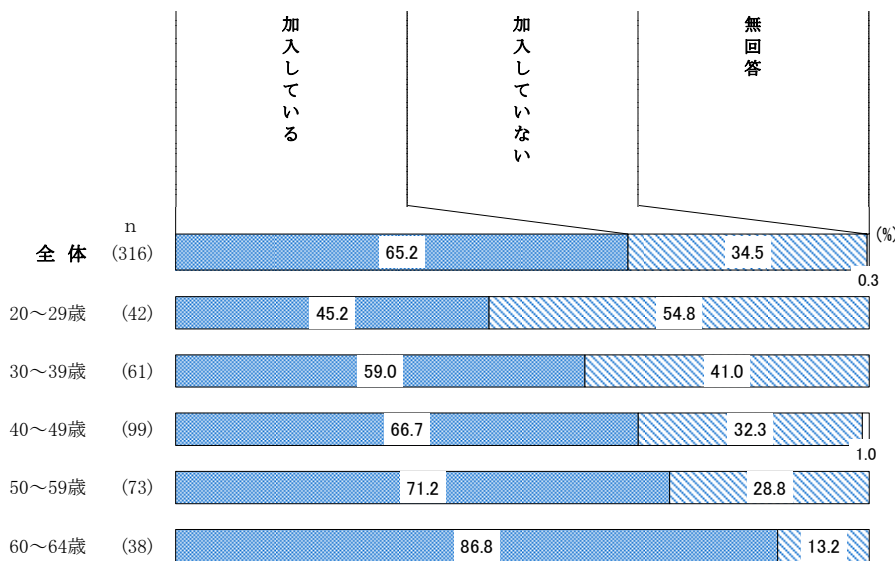
(1) 回答者の属性

① 自治（町）会の加入状況

「加入している」が、市民では65.2%、高齢では76.6%と、高齢者の加入率が高くなっています。

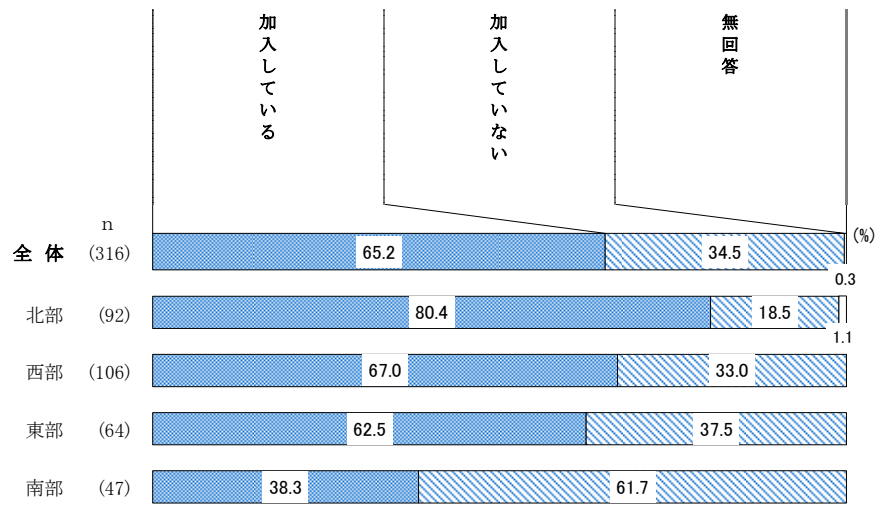
地区別でみると、市民では「加入している」が北部では80.4%であるのに対して、南部では38.3%と4割以下に留まっています。また、年齢別では、若年層ほど「加入している」が低くなる傾向があり、20～29歳では45.2%となっています。

年齢別の自治（町）会の加入状況（市民）



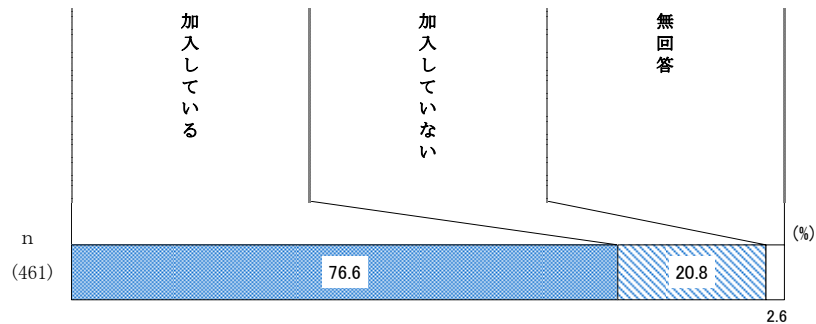
資料：市川市地域福祉計画策定のためのアンケート調査報告書

居住地区別の自治（町）会の加入状況（市民）



資料：市川市地域福祉計画策定のためのアンケート調査報告書

自治会の加入状況（高齢者）



資料：市川市地域福祉計画策定のためのアンケート調査報告書

【 課題のまとめ 】

地区によって加入率に大きな差があるうえ、若い世代の加入率も低くなっています。

支え合いの地域づくりにとって、自治（町）会は重要な役割を担っており、今後も、その活動内容の周知や必要性について、地域の住民に広く周知し、加入率の向上を図っていくことが重要です。

(2) 活動状況

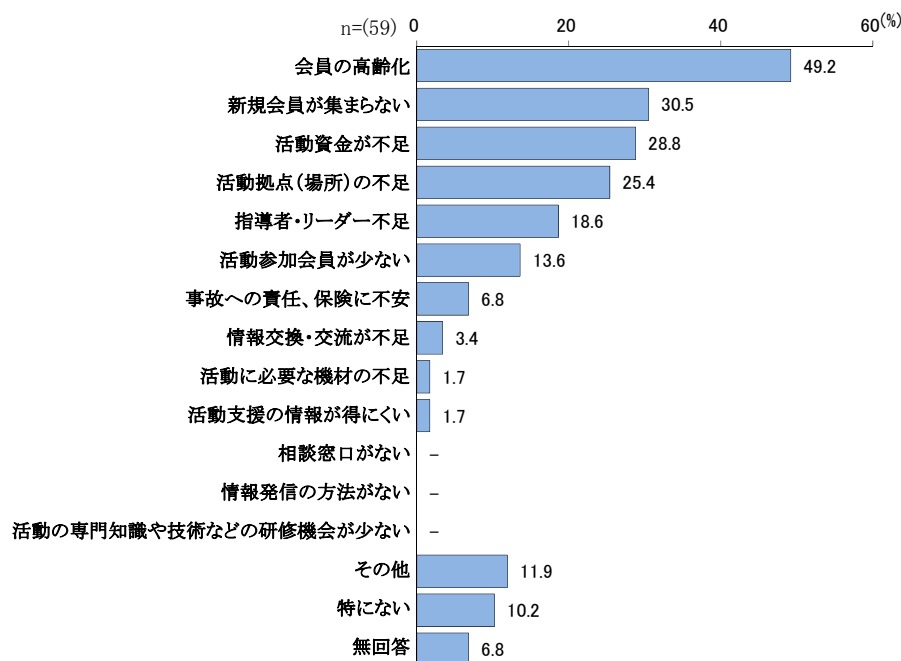
①現在困っていること

福祉関係者をみると、ボランティア団体・NPO法人では「会員の高齢化」が49.2%で最も多く、次いで「新規会員が集まらない」が30.5%、「活動資金が不足」が28.8%の順で続いています。

民生委員・児童委員では「相談に訪れた方や相談を希望されている方との関わり方が難しい（プライバシーにどこまで介入すればよいか、自立の必要性を理解してくれないなど）」が46.7%で最も多く、次いで「個人情報の保護により行政から活動に必要な情報が得られない」が40.9%となっています。

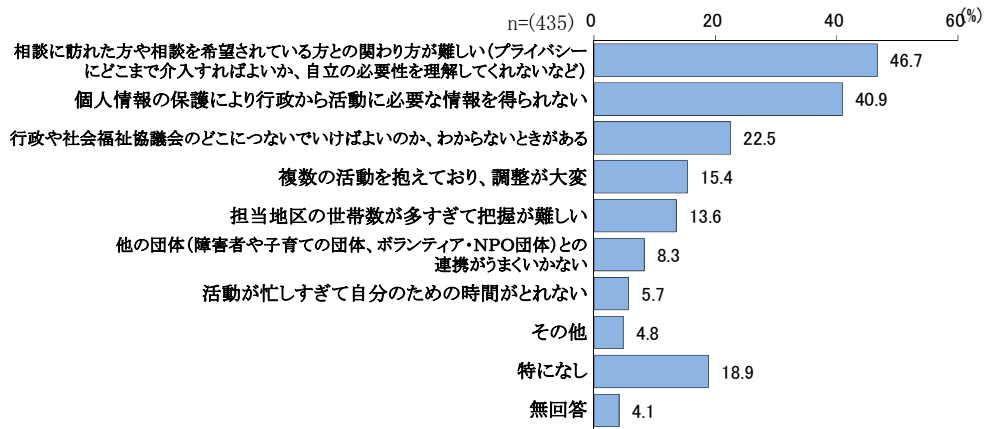
福祉委員では「相談に訪れた方や相談を希望されている方との関わり方が難しい（プライバシーにどこまで介入すればよいか、自立の必要性を理解してくれないなど）」が20.7%で最も多く、次いで「活動が忙しすぎて自分のための時間がとれない」が14.7%となっています。

現在困っていること（ボランティア団体・NPO法人）



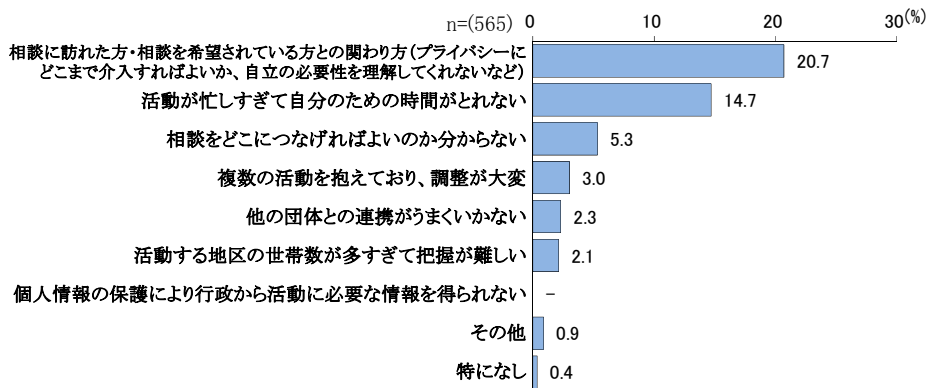
資料：市川市地域福祉計画策定のためのアンケート調査報告書

現在困っていること（民生委員・児童委員）



資料：市川市地域福祉計画策定のためのアンケート調査報告書

現在困っていること（福祉委員）



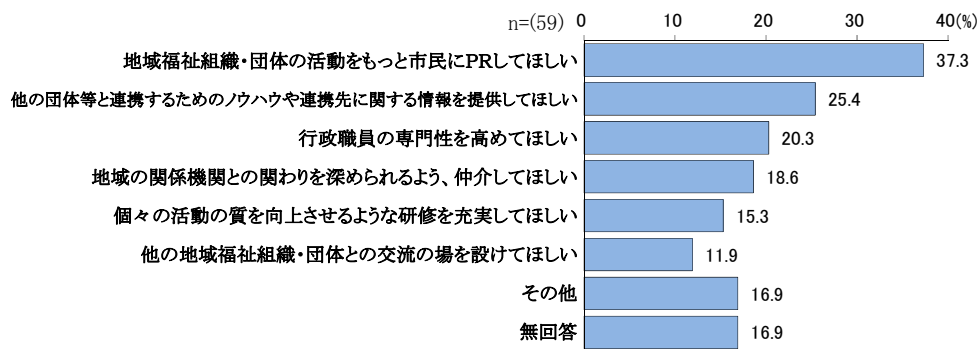
資料：市川市地域福祉計画策定のためのアンケート調査報告書

② 地域福祉活動を進めるうえでの行政に対する要望・期待

福祉関係者をみると、ボランティア団体・NPO法人では「地域福祉組織・団体の活動をもっと市民にPRしてほしい」が37.3%で最も多く、次いで「他の団体と連携するためのノウハウや連携先に関する情報を提供してほしい」となっています。

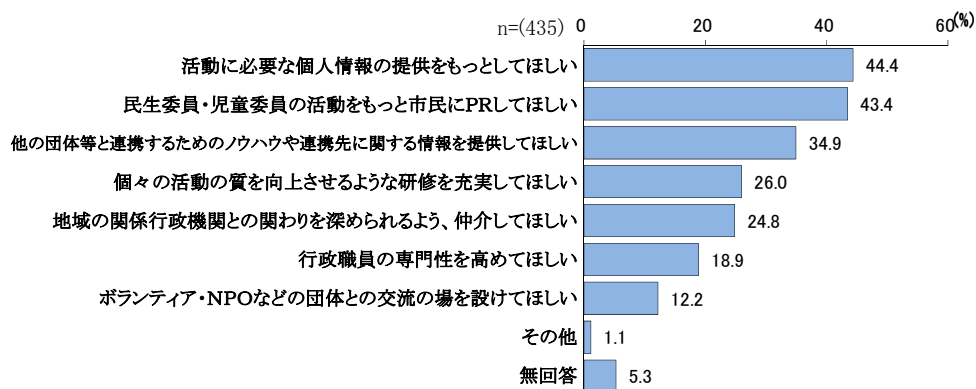
民生委員・児童委員では「活動に必要な個人情報の提供をもっとしてほしい」が44.4%、「民生委員・児童委員の活動をもっと市民にPRしてほしい」が43.4%と、いずれも4割を超えています。

地域で福祉活動を進めるうえでの行政に対する要望・期待（ボランティア団体・NPO法人）



資料：市川市地域福祉計画策定のためのアンケート調査報告書

地域で福祉活動を進めるうえでの行政に対する要望・期待（民生委員・児童委員）



資料：市川市地域福祉計画策定のためのアンケート調査報告書

【 課題のまとめ 】

ボランティア団体・NPO法人では、どのように人材を確保し、世代交代を図るのかが、民生委員・児童委員、福祉委員では、個人のプライバシーに配慮しつつ、どのように支援を求める人に寄り添っていくことがよいか、というそれぞれの課題が浮かび上がっています。

ボランティア団体・NPO法人に対して、活動のPRや人材の養成・確保への支援をしていくとともに、民生委員・児童福祉委員に対しては、個人情報の保護に留意しつつも、支援を必要とする住民1人ひとりについての確かな情報が得られるような仕組みを構築していくことが重要です。

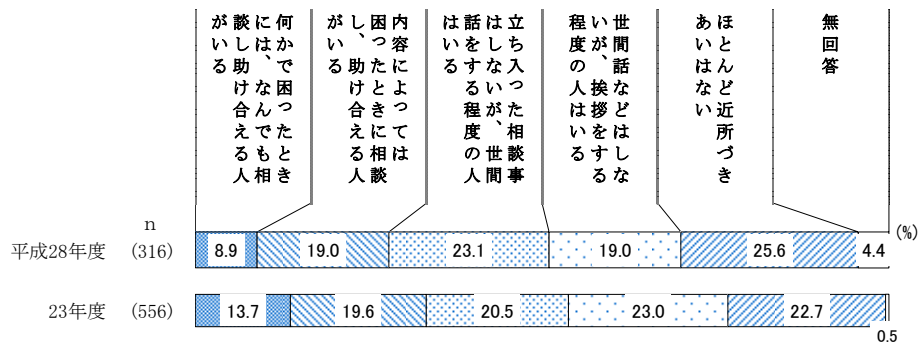
(3) 地域との関わり

① 近所づきあいの程度

「何か困ったときには、なんでも相談し助け合える人がいる」は、市民では 8.9%、高齢者では 15.0%と、高齢者が多くなっています。一方、「ほとんど近所づきあいはない」は、市民では 25.6%、高齢者では 7.8%と、市民が多くなっています。

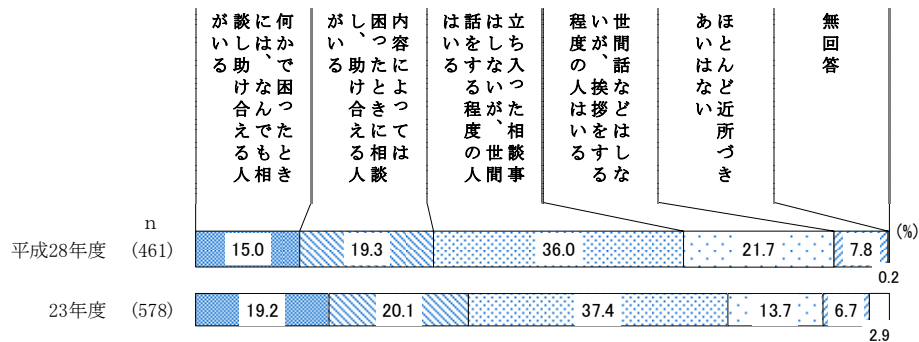
平成 23 年度の調査結果と比較すると、市民、高齢者とも、「何か困ったときには、なんでも相談し助け合える人がいる」が減少する一方、「ほとんど近所づきあいはない」が増加しています。

近所づきあいの程度（市民）



資料：市川市地域福祉計画策定のためのアンケート調査報告書

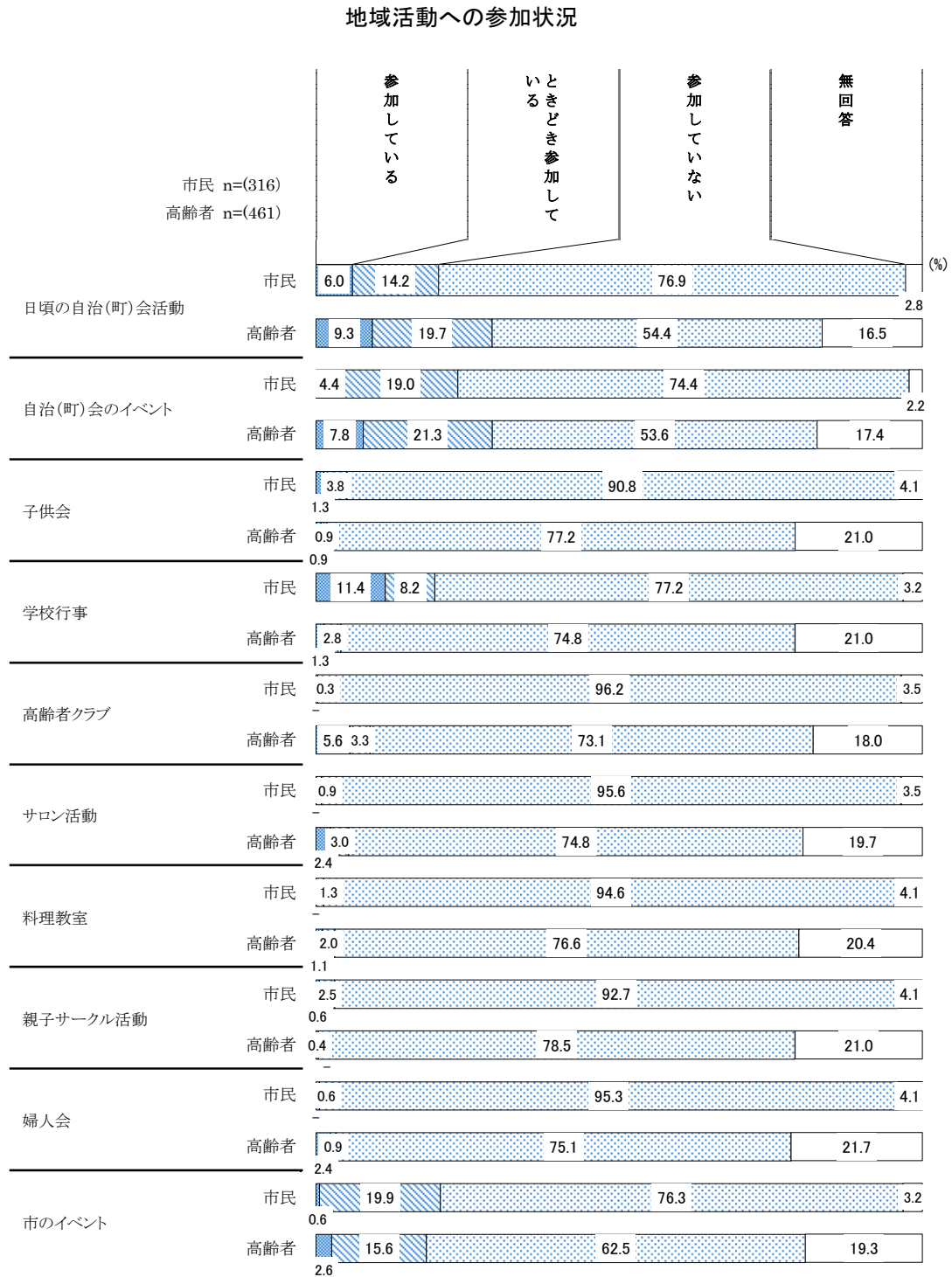
近所づきあいの程度（高齢者）



資料：市川市地域福祉計画策定のためのアンケート調査報告書

② 地域活動への参加状況

地域活動の参加状況については、『日頃の自治（町）会活動』『自治（町）会のイベント』等は、高齢者の参加率が市民より高くなっています。一方、『学校行事』は、市民の参加率が高齢者を上回っています。



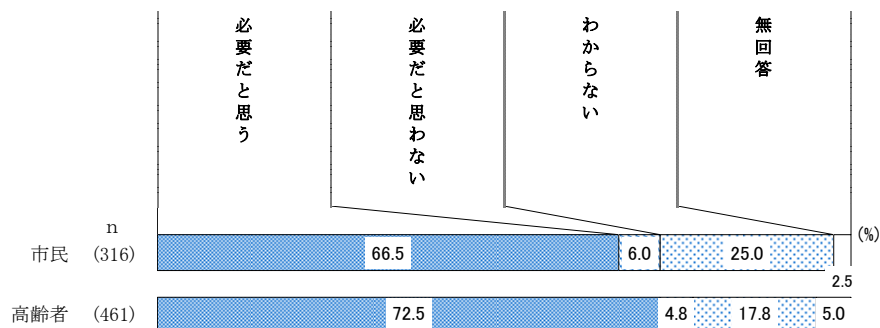
資料：市川市地域福祉計画策定のためのアンケート調査報告書

③ 地域の生活課題についての住民同士の支え合い

「必要だと思う」が市民は66.5%、高齢者は72.5%と、高齢者が市民より多くなっています。

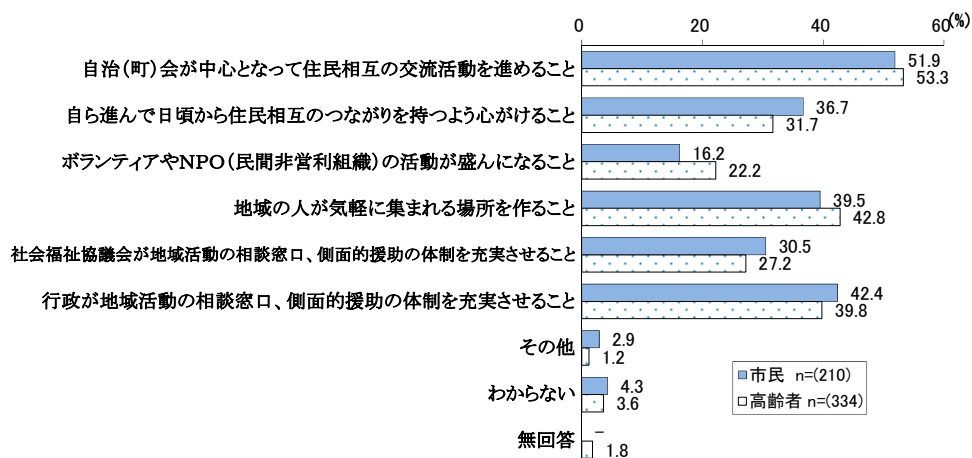
こうした支え合いのために必要なこととしては、市民、高齢者とも「自治（町）会が中心となって住民相互の交流活動を進めること」「自ら進んで日頃から住民相互のつながりを持つよう心がけること」「地域の人々が気軽に集まれる場所を作ること」「行政が地域活動の相談窓口、側面的援助の体制を充実させること」が上位を占めています。

地域の生活課題についての住民同士の支え合い



資料：市川市地域福祉計画策定のためのアンケート調査報告書

地域の生活課題についての住民同士の自主的な支え合いや助け合いに必要なこと



資料：市川市地域福祉計画策定のためのアンケート調査報告書

【 課題のまとめ 】

現状では、近所づきあいの希薄化が進んでおり、地域の住民同士の支え合いが進んでいるとはいえない状況にあります。

その一方、市民、高齢者とも、地域の住民同士の支え合いの必要性については認識している人が多く、その背景には、災害時における地域の住民の支援の大切さや、超高齢化社会における孤独死への不安があることがわかります。

地域住民の支え合いの必要性への意識の高さを、実際の人と人とのつながりへと結びつけていくためには、調査結果からも分かるように、住民自身が日頃から積極的に地域に係わっていくようにするとともに、こうした地域住民の交流を支援していくことが重要です。

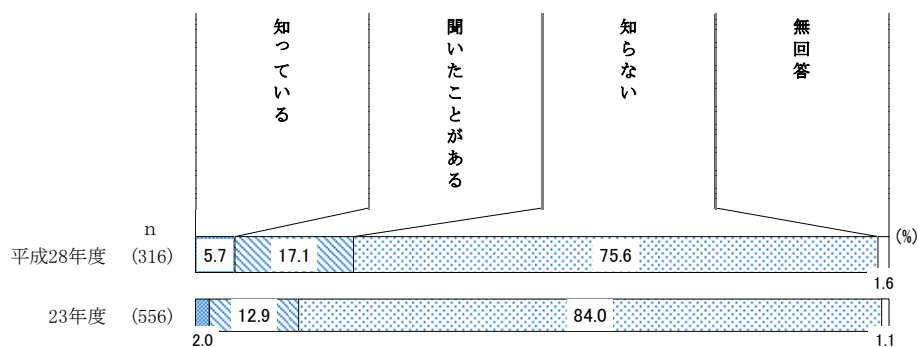
(4) 支え合いの地域づくり

① 地域づくり（地域ケアシステム）の認知度

「知っている」と「聞いたことがある」を合わせた《認知度》は、市民では 22.8%、高齢者では 43.6%と、高齢者が市民を大きく上回っています。また、福祉関係者についてみると、《認知度》は、ボランティア団体・NPO法人では 64.4%、民生委員・児童委員では 91.0%と、市民、高齢者より高くなっています。

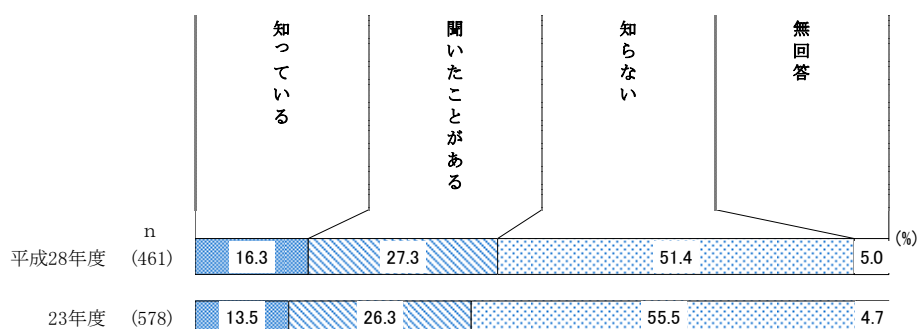
平成 23 年度の調査結果と比較すると、全体として認知度は上昇しています。

地域ケアシステムの認知度（市民）



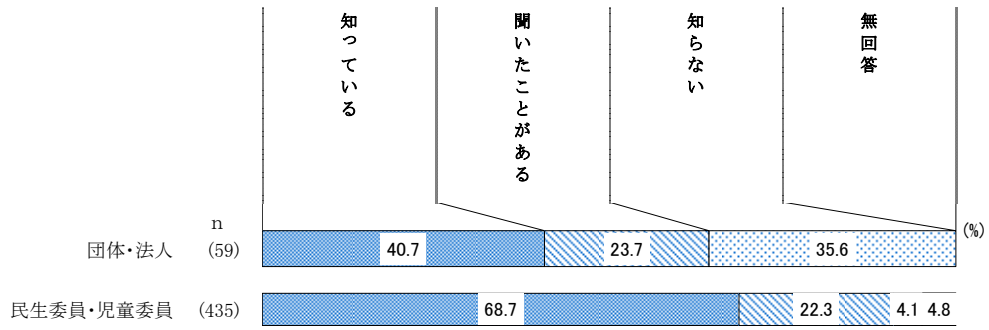
資料：市川市地域福祉計画策定のためのアンケート調査報告書

地域ケアシステムの認知度（高齢者）



資料：市川市地域福祉計画策定のためのアンケート調査報告書

地域ケアシステムの認知度

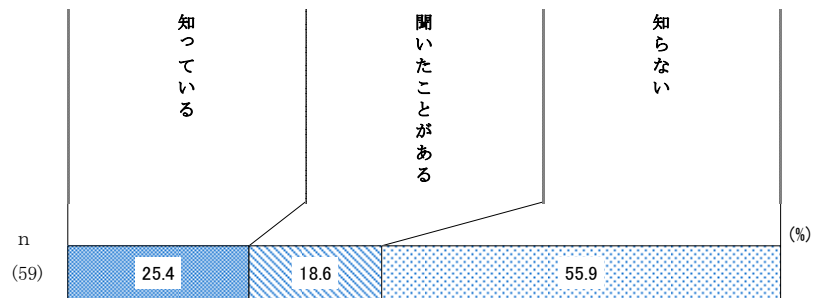


資料：市川市地域福祉計画策定のためのアンケート調査報告書

② コミュニティ・ワーカー配置の認知状況

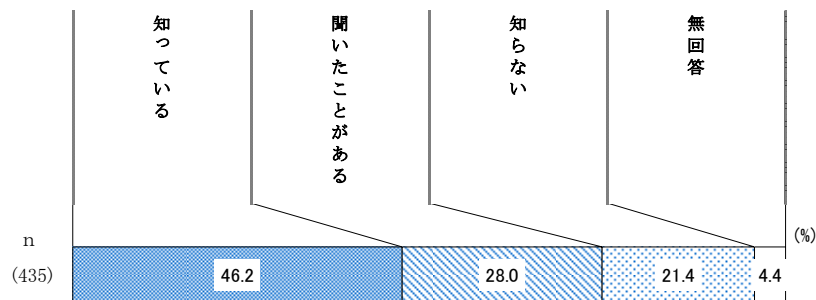
福祉関係者についてみると、「知っている」と「聞いたことがある」を合わせた認知度は、ボランティア団体・NPO法人では44.0%、民生委員・児童委員では74.2%と、民生委員・児童委員の《認知度》がボランティア団体・NPO法人より高くなっています。

コミュニティワーカー配置の認知状況（ボランティア団体・NPO法人）



資料：市川市地域福祉計画策定のためのアンケート調査報告書

コミュニティワーカー配置の認知状況（民生委員・児童委員）



資料：市川市地域福祉計画策定のためのアンケート調査報告書

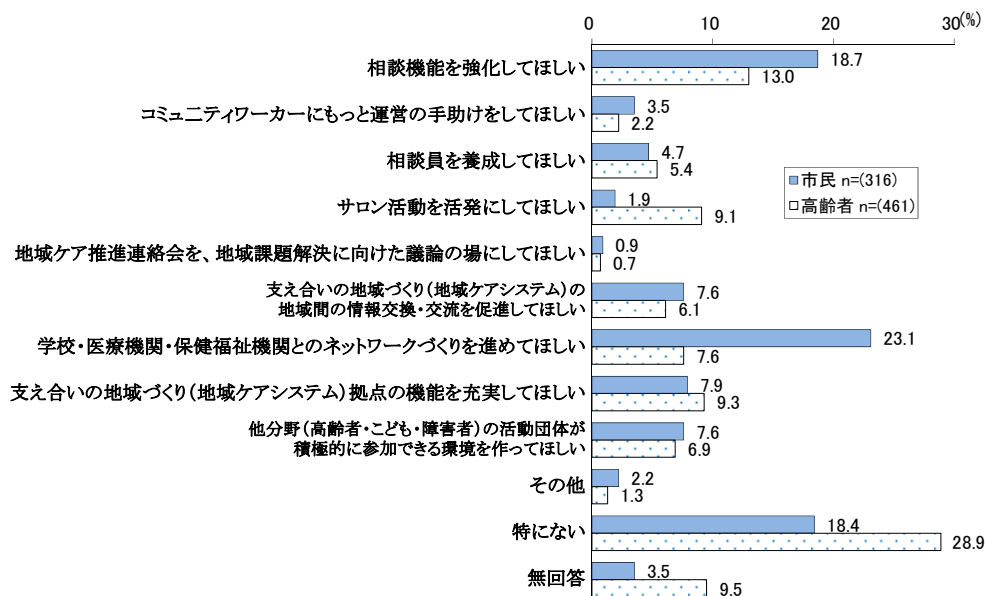
③ 支え合いの地域づくり（地域ケアシステム）にやってもらいたいこと

「学校・医療機関・保健福祉機関とのネットワークづくりを進めてほしい」が、市民では23.1%、高齢者では7.6%と、市民が高齢者を上回っています。また、「相談機能を強化してほしい」についても、市民では18.7%、高齢者では13.0%と、市民が多くなっています。

平成23年度の調査結果と比較すると、市民では「相談機能を強化してほしい」が増加しています。

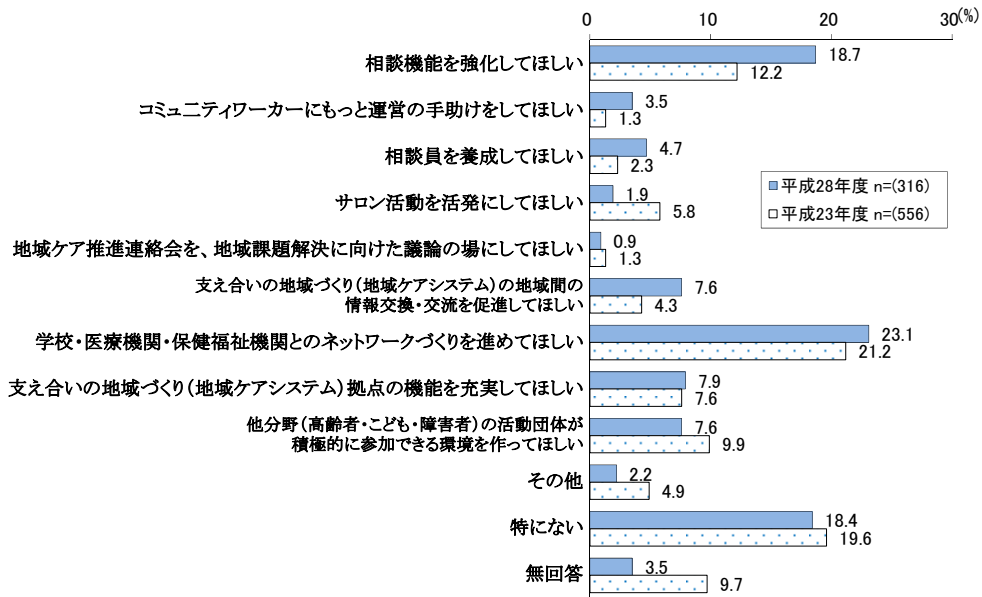
また、福祉関係者についてみると、ボランティア団体・NPO法人では「他分野（高齢者・子ども・障害者）の活動団体が積極的に参加できる環境を作してほしい」が15.3%で、民生委員・児童委員では「支え合いの地域づくり（地域ケアシステム）の地域間の情報交換・交流を促進してほしい」が20.7%で、福祉委員では「支え合いの地域づくり（地域ケアシステム）拠点の機能強化」が17.3%で、それぞれ最も多くなっています。

支え合いの地域づくり（地域ケアシステム）でやってもらいたいこと



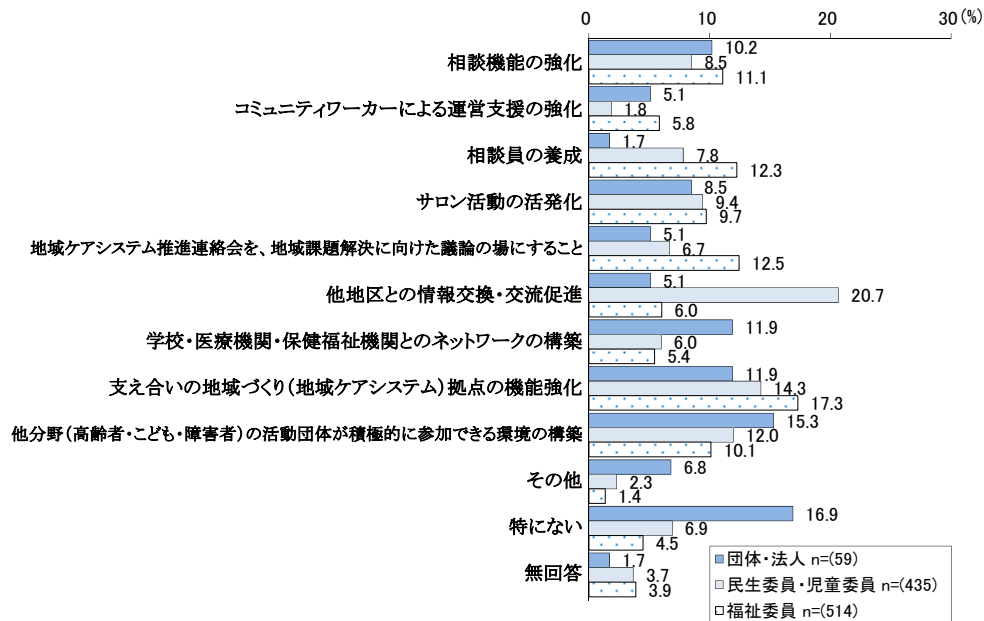
資料：市川市地域福祉計画策定のためのアンケート調査報告書

支え合いの地域づくり（地域ケアシステム）でやってもらいたいこと（市民）



資料：市川市地域福祉計画策定のためのアンケート調査報告書

支え合いの地域づくり（地域ケアシステム）でやってもらいたいこと



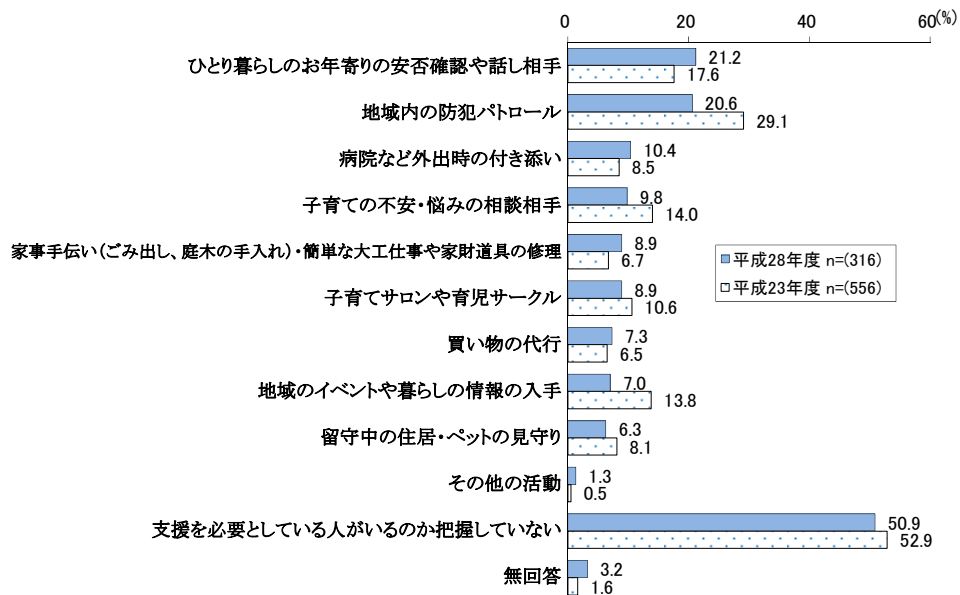
資料：市川市地域福祉計画策定のためのアンケート調査報告書

④ 近所で支援を必要としている人

「ひとり暮らしのお年寄りの安否確認や話し相手」が、市民では 21.2%、高齢者では 24.5%、「地域内の防犯パトロール」が、市民では 20.6%、高齢者では 20.6%と、いずれも2割を超えています。

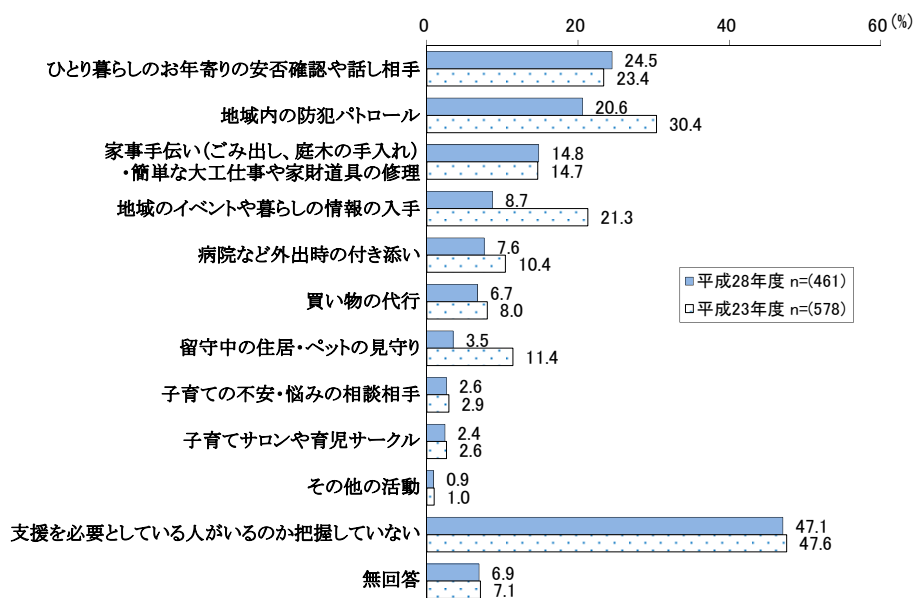
平成 23 年度の調査結果と比較すると、市民、高齢者とも、「地域内の防犯パトロール」は低下したものの、「ひとり暮らしのお年寄りの安否確認や話し相手」の比率に大きな変化はみられません。

近所で支援を必要としている人（市民）



資料：市川市地域福祉計画策定のためのアンケート調査報告書

近所で支援を必要としている人（高齢者）



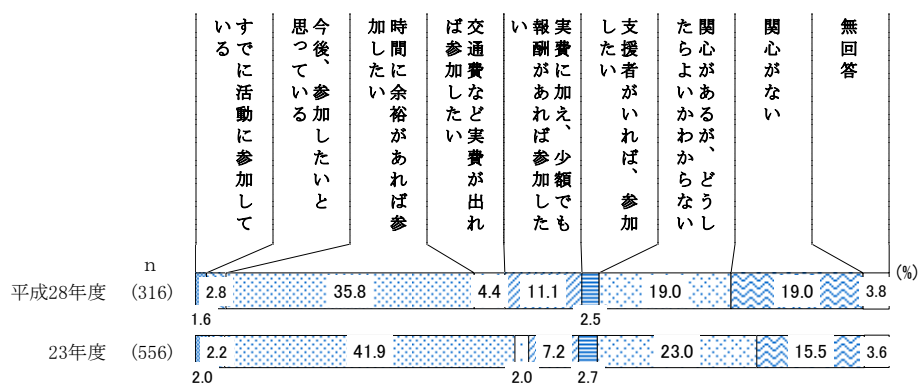
資料：市川市地域福祉計画策定のためのアンケート調査報告書

⑤ 地域福祉活動への参加

「すでに参加している」は、市民では 1.6%、高齢者では 3.3%に留まっています。一方、「時間に余裕があれば参加したい」が、市民では 35.8%、高齢者では 23.6%と、最も多くなっています。

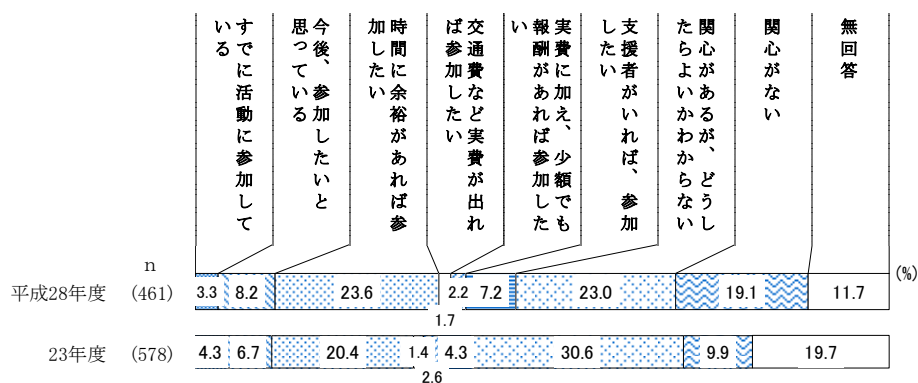
平成 23 年度の調査結果と比較すると、市民、高齢者とも「関心はあるが、どうしたらよいかわからない」は減少したものの、「関心がない」は増加しています。

地域福祉活動への参加（市民）



資料：市川市地域福祉計画策定のためのアンケート調査報告書

地域福祉活動への参加（高齢者）



資料：市川市地域福祉計画策定のためのアンケート調査報告書

【 課題のまとめ 】

支え合いの地域づくり（地域ケアシステム）についての、市民、高齢者の認知度は徐々に増加しているものの、まだ市民全体にまで浸透しているとはいえない状況にあります。

地域福祉を推進するうえで、支え合いの地域づくり（地域ケアシステム）は中核的な役割を担っていることから、福祉関係者の指摘するように、「活動の見学」や「広報・ホームページの充実」等の様々な手段の活用や団体の活動を通じて、その内容の周知を図ることが重要です。

また、コミュニティワーカーの認知度は、民生委員・児童委員では高いものの、ボランティア団体・NPO法人では5割に満たないことから、その活動内容の周知を図ることが重要です。

支え合いの地域づくり（地域ケアシステム）に対する期待としては、相談機能の強化や関係機関のネットワーク化が求められていることから、こうした取り組みに対して、一層力を入れていくことが重要です。

また、調査結果からも分るに、地域住民の間で、ひとり暮らし高齢者の支援や防犯への取り組みの必要性が認識されているとともに、こうした分野への住民の参加が期待できる状況があります。

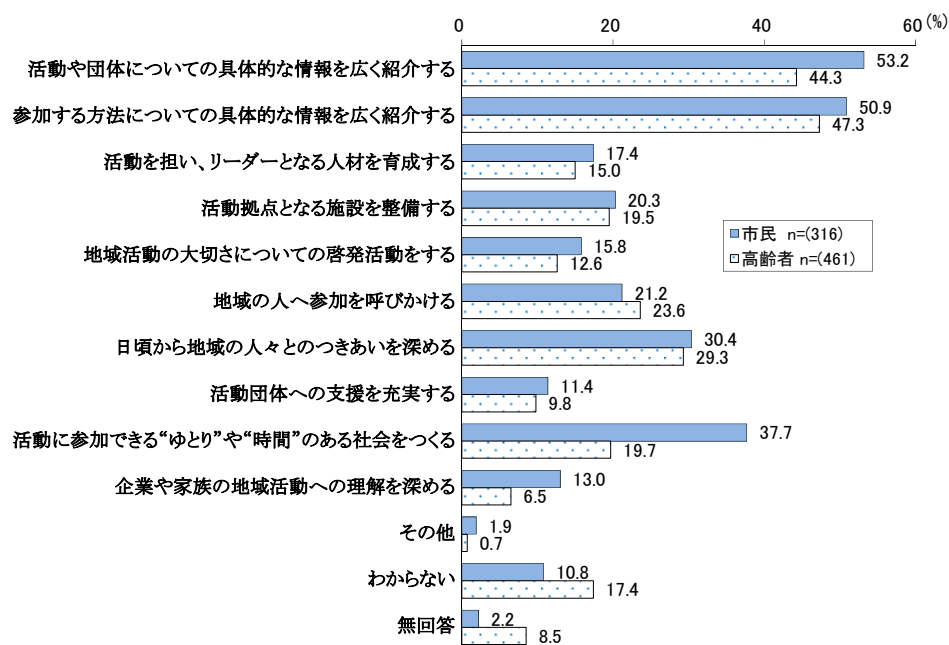
しかしながら、実際には、現在、地域福祉活動に参加している人は、市民、高齢者とも低く、無関心な層も少なくありません。今後は、地域福祉活動に参加意欲のある人が、実際の福祉活動の担い手となって活躍できるよう支援していくことが重要です。

(5) 地域福祉活動

① 地域活動により多くの人に参加できるようにするために必要なこと

「活動や団体についての具体的な情報を広く紹介する」が、市民では 53.2%、高齢者では 44.3%、「参加する方法についての具体的な情報を広く紹介する」が、市民では 50.9%、高齢者では 47.3%と、この2項目が、市民、高齢者とも多くなっています。

地域活動により多くの人に参加できるようにするために必要なこと



資料：市川市地域福祉計画策定のためのアンケート調査報告書

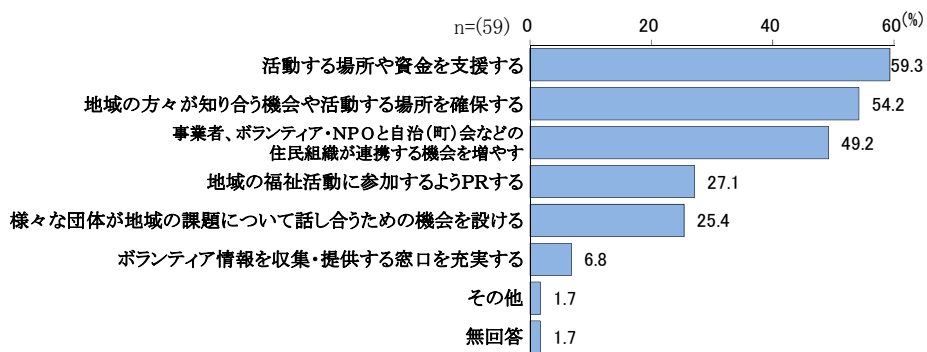
② 行政が地域で支え合う仕組みづくりをするため、特に必要だと思うこと

ボランティア団体・NPO法人では「活動する場所や資金を支援する」が 59.3%で最も多く、次いで「地域の方々が知り合う機会や活動する場所を確保する」が54.2%となっています。

民生委員・児童委員では「地域の方々が知り合う機会や活動の場所を確保する」が 59.8%で最も多くなっています。

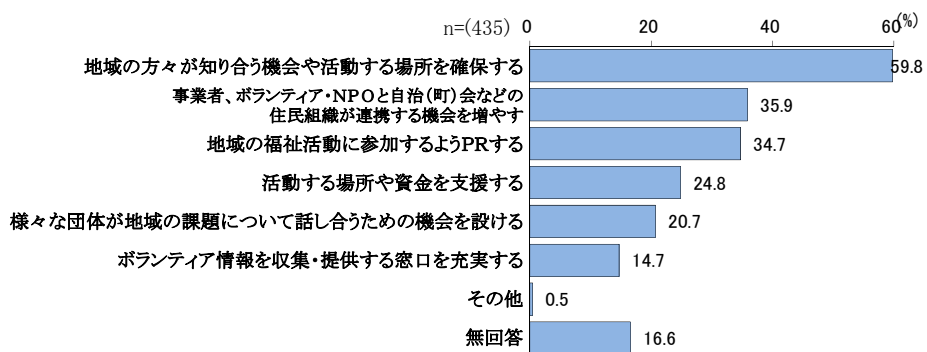
福祉委員では「ボランティア情報を収集・提供する窓口を充実する」が 39.1%で最も多く、次いで「地域の方々が知り合う機会を増やすための集いの場を確保する」が 32.4%となっています。

行政が地域で支え合う仕組みづくりをするため、特に必要だと思うこと
(ボランティア団体・NPO法人)



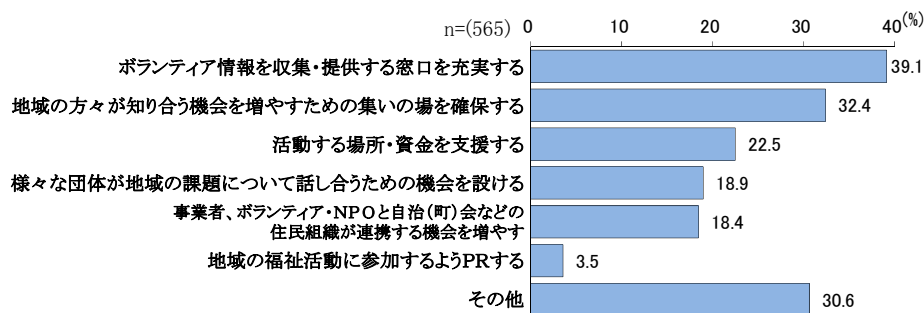
資料：市川市地域福祉計画策定のためのアンケート調査報告書

行政が地域で支え合う仕組みづくりをするため、特に必要だと思うこと
(民生委員・児童委員)



資料：市川市地域福祉計画策定のためのアンケート調査報告書

行政が地域で支え合う仕組みづくりをするため、特に必要だと思うこと
(福祉委員)



資料：市川市地域福祉計画策定のためのアンケート調査報告書

【 課題のまとめ 】

福祉関係者の間では、地域におけるこども、高齢者、障害者等への支援の必要性が示されており、こうした支援への取り組みに多くの市民が参加することが期待されます。

市民から、高齢者まで、各分野での幅広い活動を促進するため、地域福祉活動に関する具体的情報の提供体制を充実させる等、各種の施策の一層の充実を図っていくことが求められます。

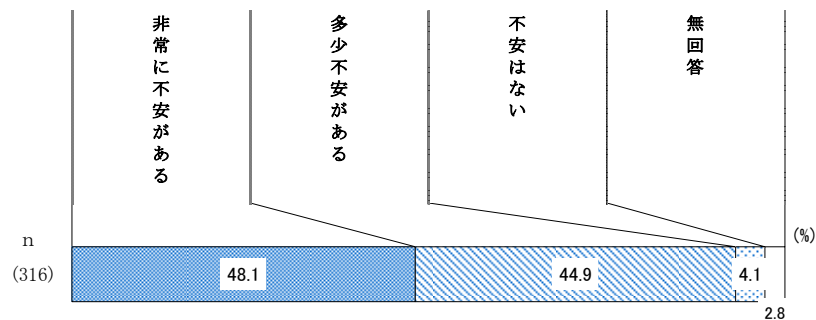
また、福祉関係者をみると、ボランティア団体・NPO法人、民生委員・児童委員、福祉委員の間で、地域の支え合いの仕組みづくりをするために、行政に求めることが異なっており、活動に携わる関係者・団体それぞれの要望を踏まえて、福祉施策の展開を図っていくことが必要です。

(6) 防災

① 地震や災害などが起きた場合の不安感とその内容

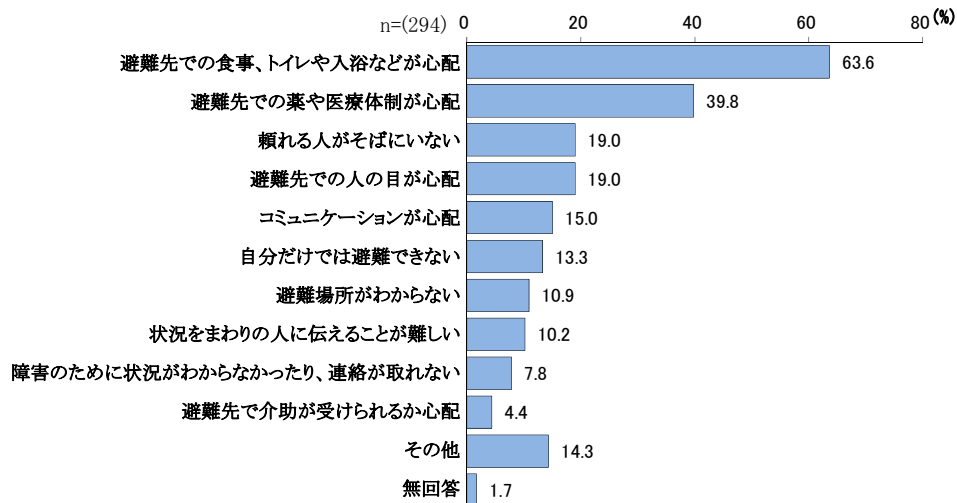
「非常に不安がある」は、市民では 48.1%、高齢者では 39.7%となっています。また、不安の内容としては、「避難先での食事、トイレや入浴などが心配」が、市民では 63.6%、高齢者では 62.2%、「避難先での薬や医療体制が心配」が、市民では 39.8%、高齢者では 40.3%と、この2項目が、市民、高齢者とも上位を占めています。

地震や災害などが起きた場合の不安感（市民）



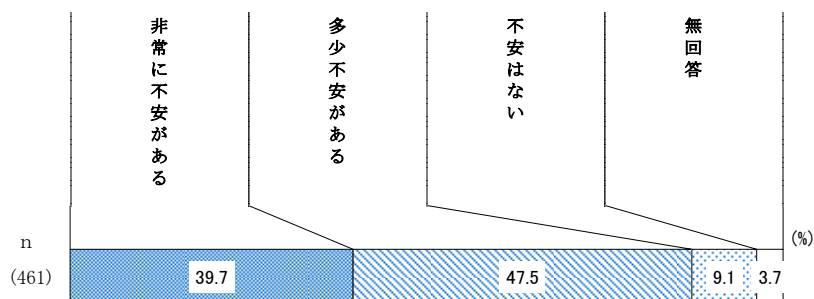
資料：市川市地域福祉計画策定のためのアンケート調査報告書

地震や災害などが起きた場合の不安の内容（市民）



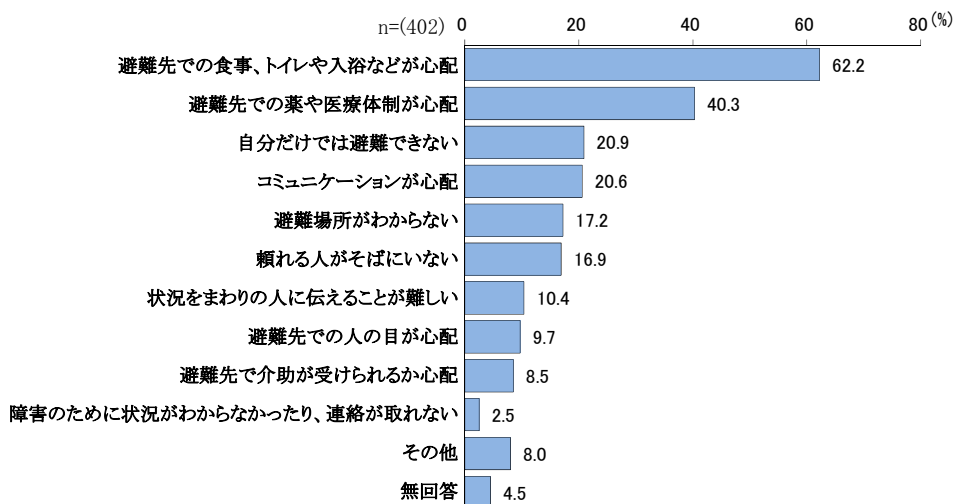
資料：市川市地域福祉計画策定のためのアンケート調査報告書

地震や災害などが起きた場合の不安感（高齢者）



資料：市川市地域福祉計画策定のためのアンケート調査報告書

地震や災害などが起きた場合の不安の内容（高齢者）

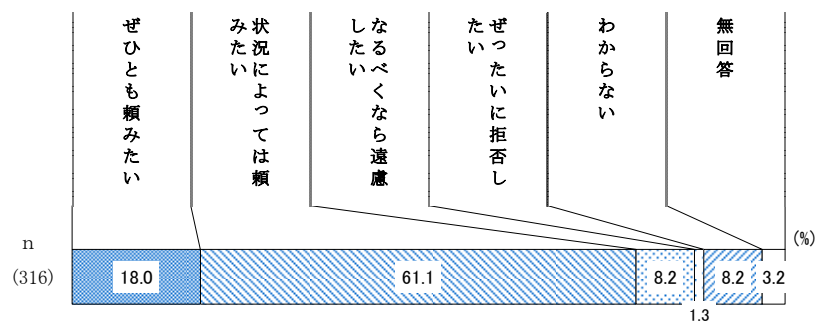


資料：市川市地域福祉計画策定のためのアンケート調査報告書

② 災害時や日常生活に支障がある際の声かけや簡単な援助の依頼意向と避難行動要支援者名簿作成への意識

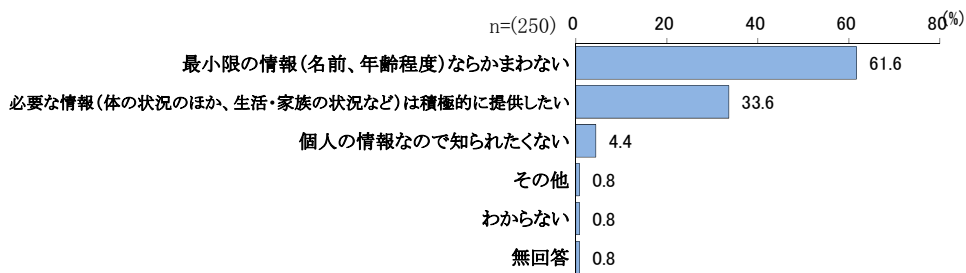
「ぜひとも頼みたい」が、市民では18.0%、高齢者では19.1%、「状況によっては頼みたい」が、市民では61.1%、高齢者では59.9%となっています。また、「頼みたい」という人では、名簿に掲載する情報は「最小限の情報（名前、年齢程度）ならかまわない」が、市民では61.6%、高齢者では66.5%となっています。

災害時や日常生活に支障がある際の声かけや簡単な援助の依頼意向（市民）



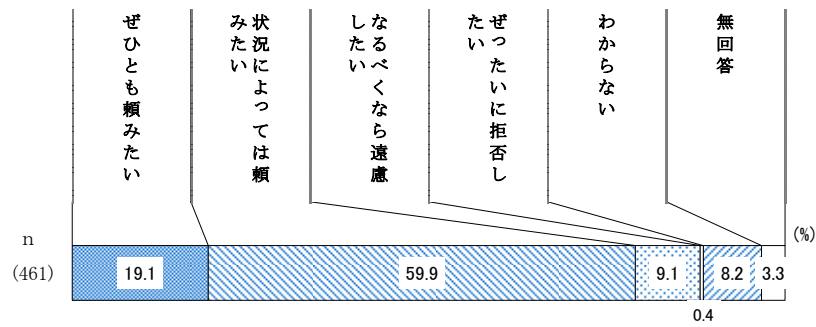
資料：市川市地域福祉計画策定のためのアンケート調査報告書

避難行動要支援者名簿作成に関する意識（市民）



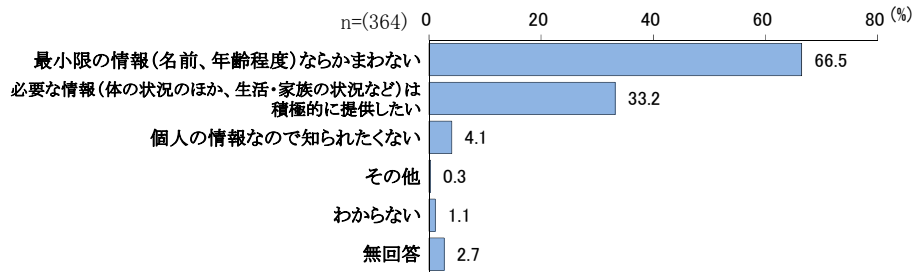
資料：市川市地域福祉計画策定のためのアンケート調査報告書

災害時や日常生活に支障がある際の声かけや簡単な援助の依頼意向（高齢者）



資料：市川市地域福祉計画策定のためのアンケート調査報告書

避難行動要支援者名簿作成に関する意識（高齢者）

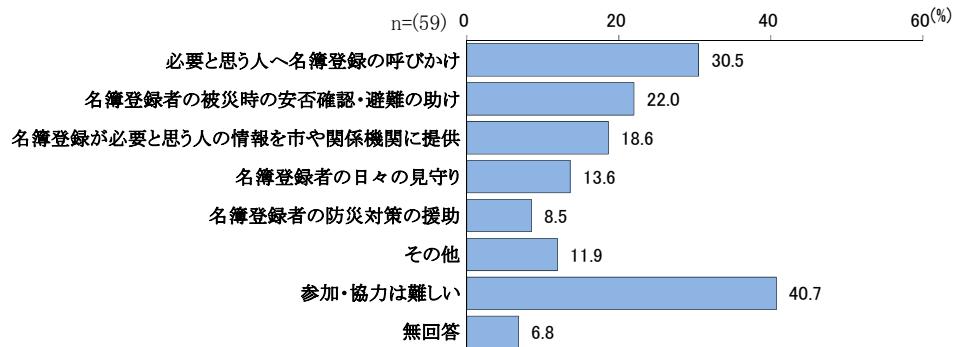


資料：市川市地域福祉計画策定のためのアンケート調査報告書

③ 「避難行動要支援者」に関連した活動への参加協力

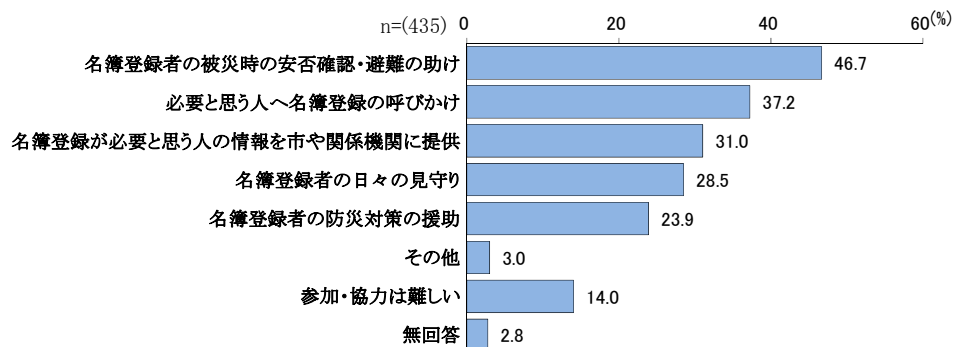
福祉関係者をみると、ボランティア団体・NPO法人、民生委員・児童委員、福祉委員とも、順位、比率は異なるものの、「名簿登録が必要と思う人へ名簿登録の呼びかけ」と「名簿登録者の被災時の安否確認・避難の助け」が上位を占めています。

「避難行動要支援者」に関連した活動への参加協力（ボランティア団体・NPO法人）



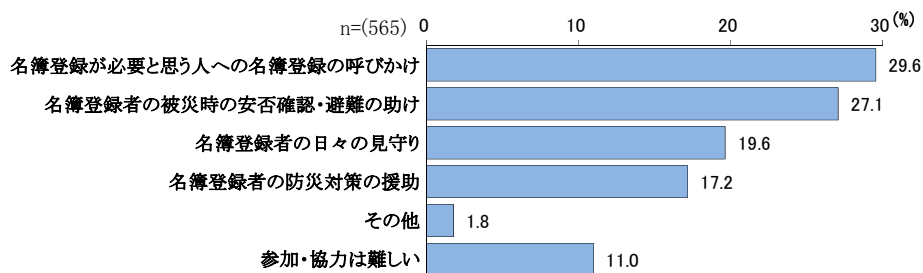
資料：市川市地域福祉計画策定のためのアンケート調査報告書

「避難行動要支援者」に関連した活動への参加協力（民生委員・児童委員）



資料：市川市地域福祉計画策定のためのアンケート調査報告書

「避難行動要支援者」に関連した活動への参加協力（福祉委員）



資料：市川市地域福祉計画策定のためのアンケート調査報告書

【 課題のまとめ 】

地震や災害などが発生した時の不安は、市民、高齢者とも極めて強く、その不安の内容は避難所の環境から、医療面まで幅広い分野に渡っています。

こうした状況にあって、災害発生時や日常生活に支障のある場合、地域の人からの支援を期待する声は高く、避難行動要支援者名簿についても、「最小限の情報」なら掲載してよいとする人が多くを占めています。

また、福祉関係者では、「名簿登録の呼びかけ」への参加意向が高くなっています。個人のプライバシーに十分に配慮しながら、名簿の作成、災害時などにおけるその活用に取り組んでいくことが重要です。

さらに、災害などの発生時には、地域住民の支え合いも重要であることから、住民同士が日頃から近所づきあいを深めていくとともに、避難所での支援活動やひとり暮らし高齢者への声かけ等、住民の自主的な取り組みを促進していくことも必要です。

(7) 地域福祉の進捗状況

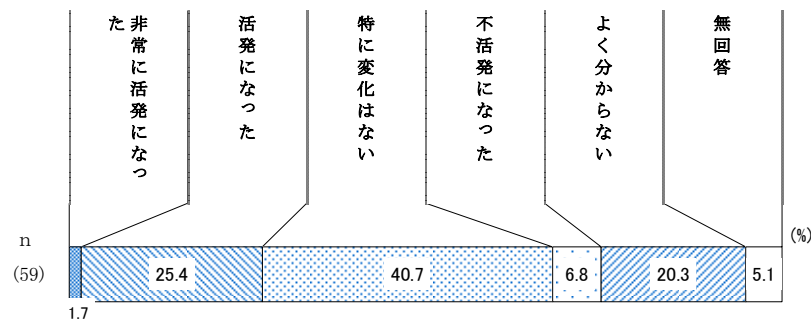
① 以前と比べた自身の活動区域における地域福祉の変化

福祉関係者をみると、ボランティア団体・NPO法人では「非常に活発になった」と「活発になった」を合わせた《活発になった》が27.1%となっています。一方、「特に変化はない」は40.7%を占めています。

民生委員・児童委員では《活発になった》が40.0%、「特に変化はない」が38.4%となっています。

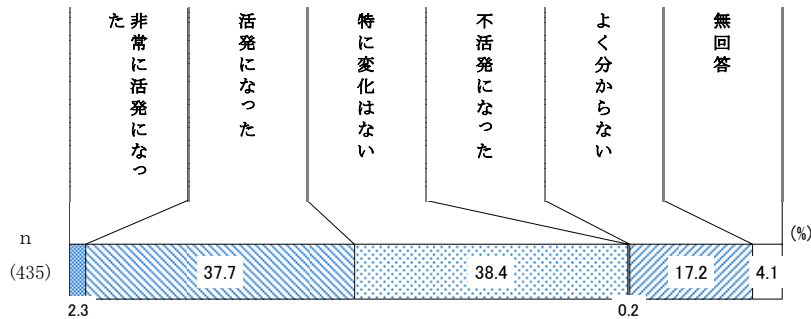
福祉委員では、《活発になった》が48.5%と、「特に変化はない」の30.4%を上回っています。

以前と比べた自身の活動区域における地域福祉の変化（ボランティア団体・NPO法人）



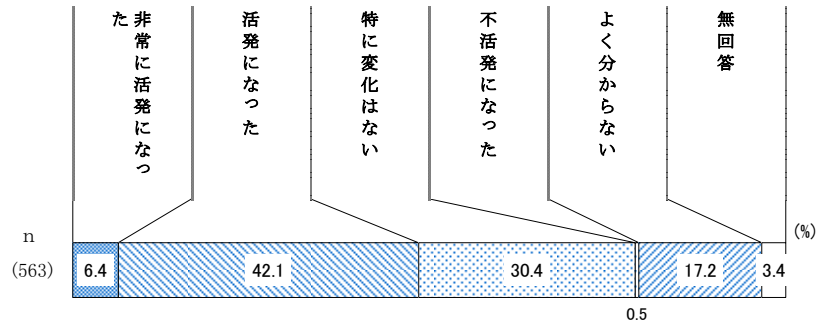
資料：市川市地域福祉計画策定のためのアンケート調査報告書

以前と比べた自身の活動区域における地域福祉の変化（民生委員・児童委員）



資料：市川市地域福祉計画策定のためのアンケート調査報告書

以前と比べた自身の活動区域における地域福祉の変化（福祉委員）



資料：市川市地域福祉計画策定のためのアンケート調査報告書

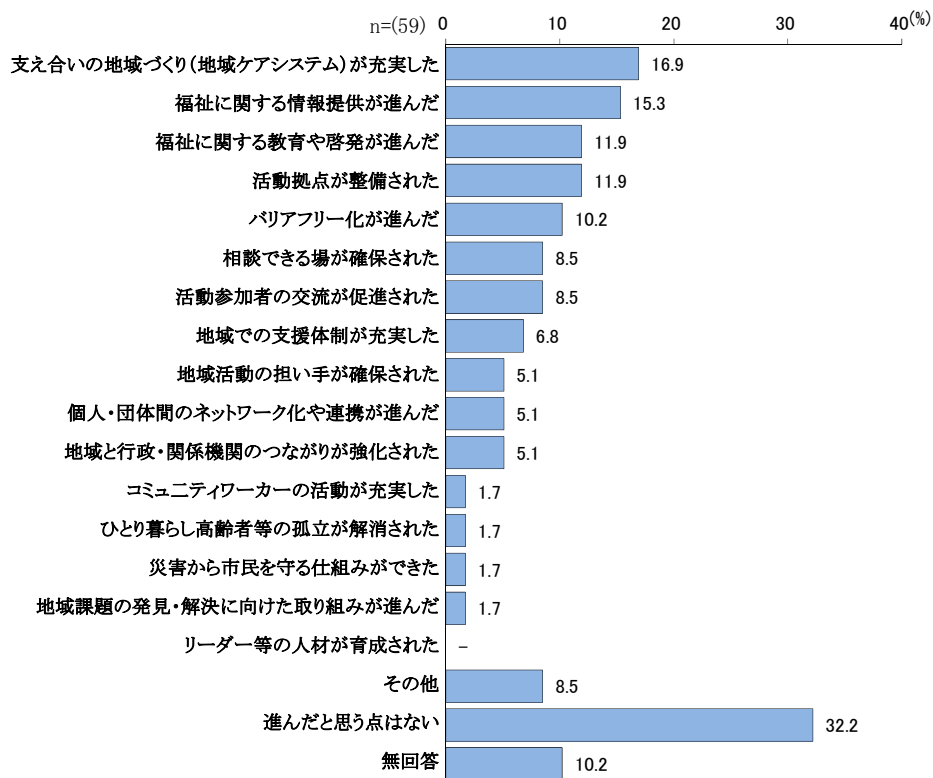
② 以前と比べて活動地域において推進された地域福祉

福祉関係者をみると、ボランティア団体・NPO法人では、「支え合いの地域づくり（地域ケアシステム）が充実した」が16.9%で最も多く、次いで「福祉に関する情報提供が進んだ」が15.3%、「福祉に関する教育や啓発が進んだ」が11.9%の順で続いています。

民生委員・児童委員では「相談できる場が確保された」が25.7%で最も多く、次いで「福祉に関する情報提供が進んだ」が23.2%、「支え合いの地域づくり（地域ケアシステム）が充実した」が18.9%の順で続いています。

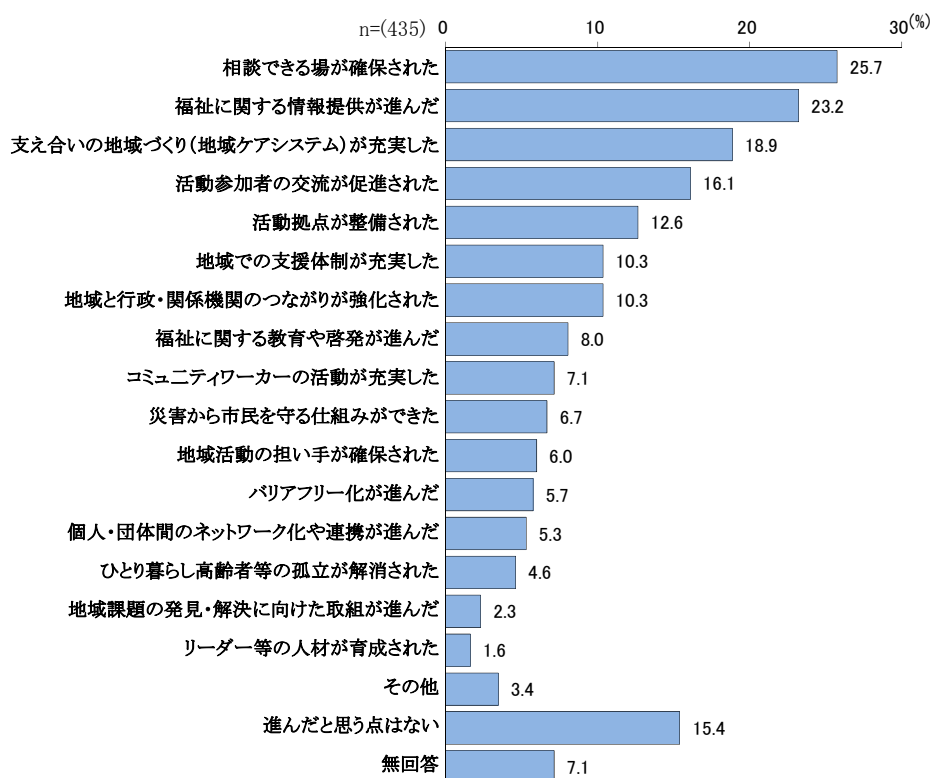
福祉委員では「相談できる場が確保された」が26.0%で最も多く、次いで「支え合いの地域づくり（地域ケアシステム）が充実した」が24.2%、「福祉に関する情報提供が進んだ」が23.9%の順で続いています。

以前と比べて活動地域において推進された地域福祉（ボランティア団体・NPO法人）



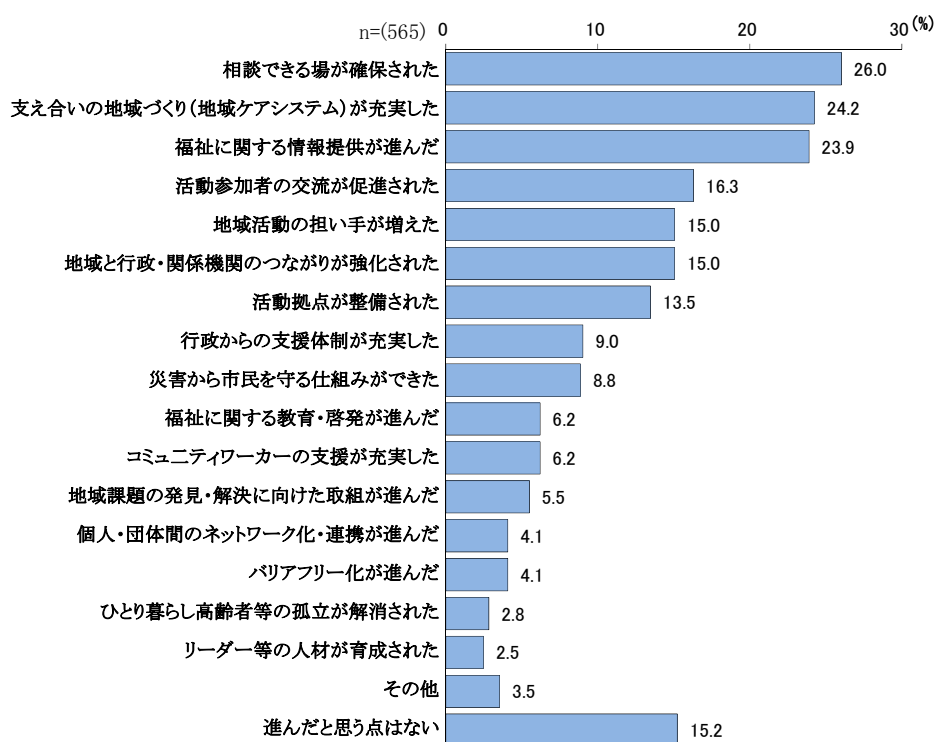
資料：市川市地域福祉計画策定のためのアンケート調査報告書

以前と比べて活動地域において推進された地域福祉（民生委員・児童委員）



資料：市川市地域福祉計画策定のためのアンケート調査報告書

以前と比べて活動地域において推進された地域福祉（福祉委員）



資料：市川市地域福祉計画策定のためのアンケート調査報告書

【 課題のまとめ 】

福祉関係者をみると、福祉委員、民生委員・児童委員では、ここ数年、市の地域福祉活動は活発化したと肯定的に評価する意見が多いが、その一方で、「特に変化はない」という厳しい認識を示す人も少なくありません。

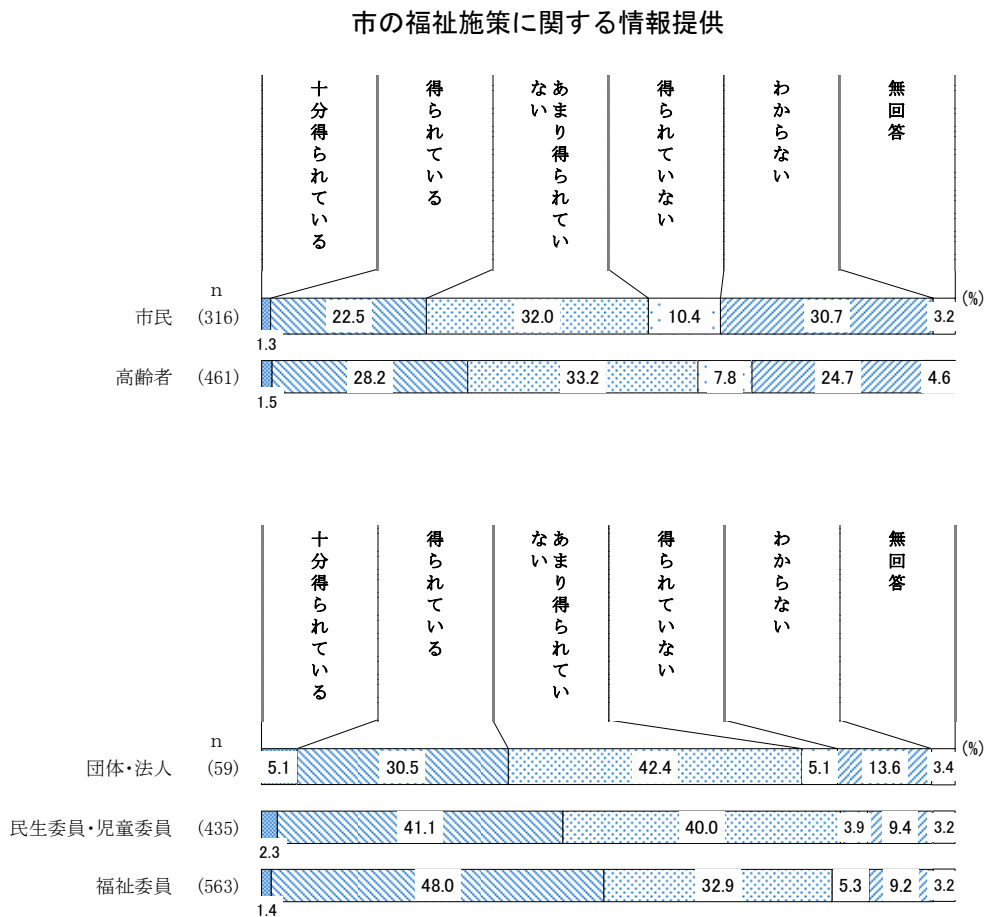
また、明らかな推進のみられた分野としては、種別によって多少の順位の変動はありますが、支え合い地域づくり（地域ケアシステム）の充実、情報提供体制の充実、相談体制の充実の分野が上位を占めています。一方、依然として遅れている分野としては、人材の育成、地域課題の発見・解決に向けた取り組み、ひとり暮らし高齢者等の孤立解消などがあげられています。

今後は、市民、福祉関係者、行政が緊密に連携しながら、活動拠点の整備、活動参加者の交流、地域活動の担い手の養成等、幅広い分野にわたって、地域福祉の推進に取り組んでいくことが必要です。

(8) 施策への評価

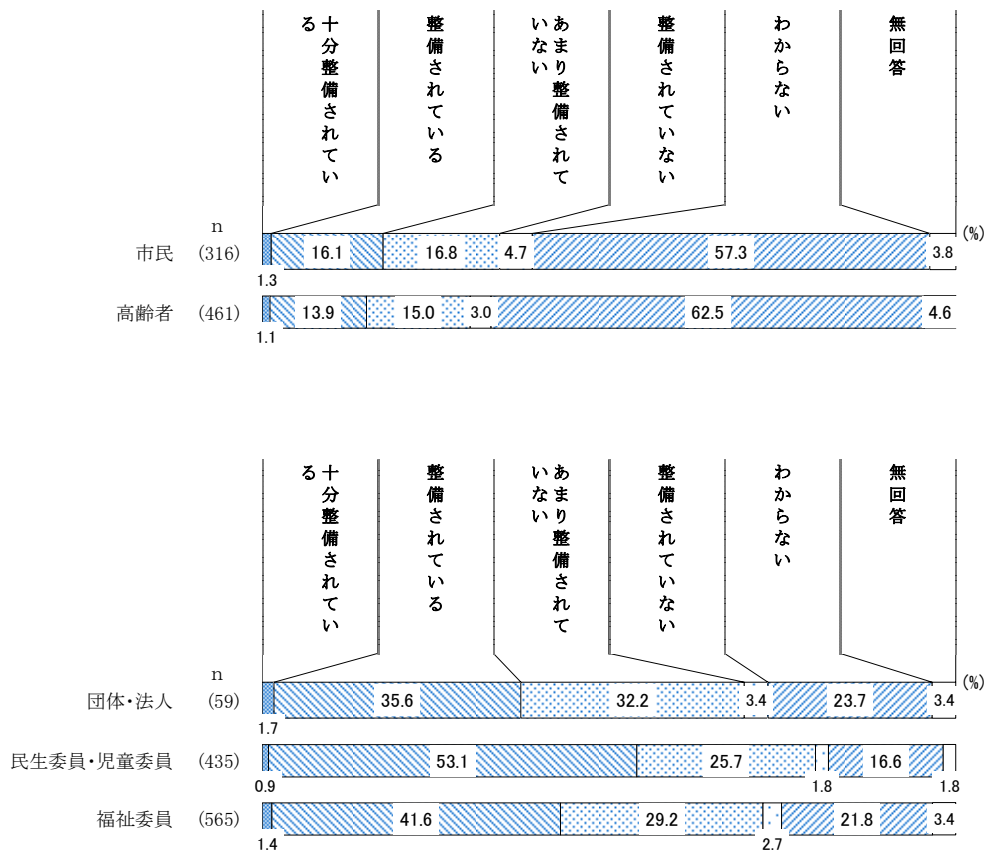
市民、高齢者、ボランティア団体・NPO法人、民生委員・児童委員、福祉委員とも、『市の福祉施策に関する情報提供』や『地域の相談体制の整備状況』については、比較的《肯定的評価》が多くなっています。

その一方、種別ごとに多少の順位の変動はありますが、《否定的評価》が多いものとして、『地域団体や市民活動団体などの情報』『地域での住民同士の交流や支え合い』『地域福祉の推進のための担い手の確保や人材の育成の環境』が上位を占める傾向が共通しています。



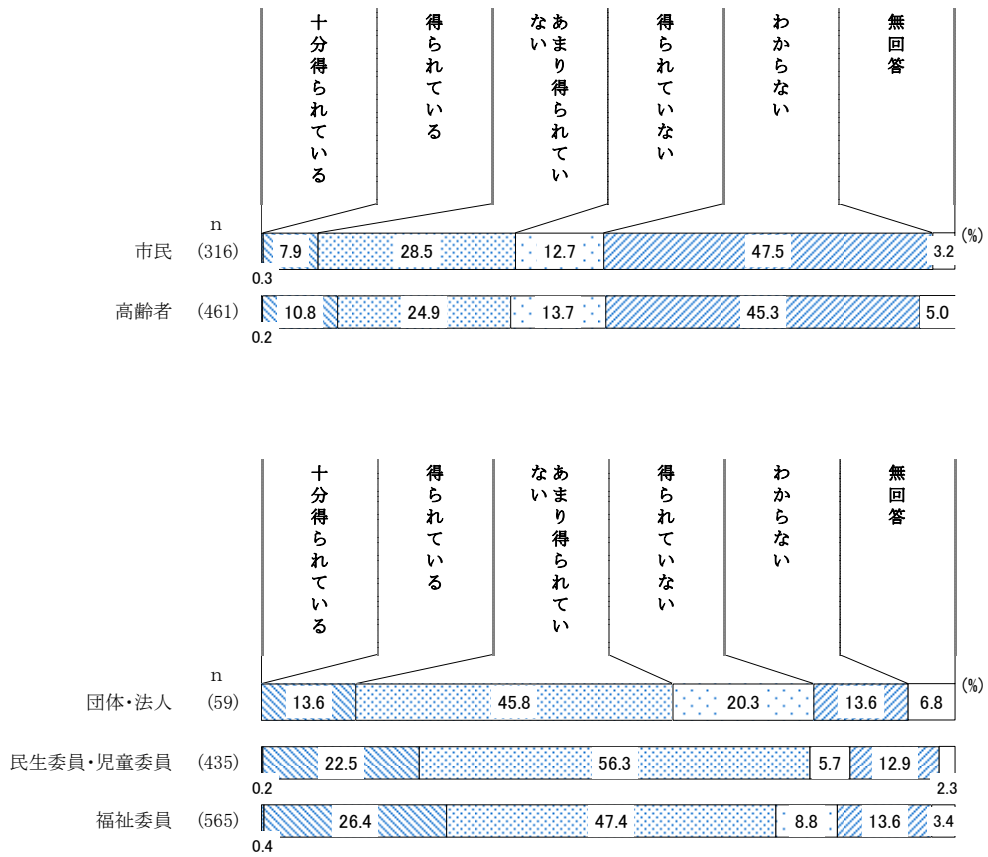
資料：市川市地域福祉計画策定のためのアンケート調査報告書

地域の相談体制の整備状況



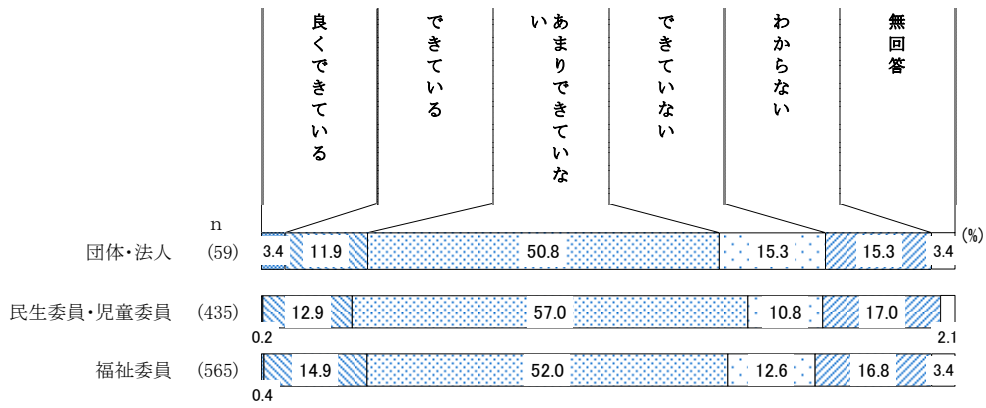
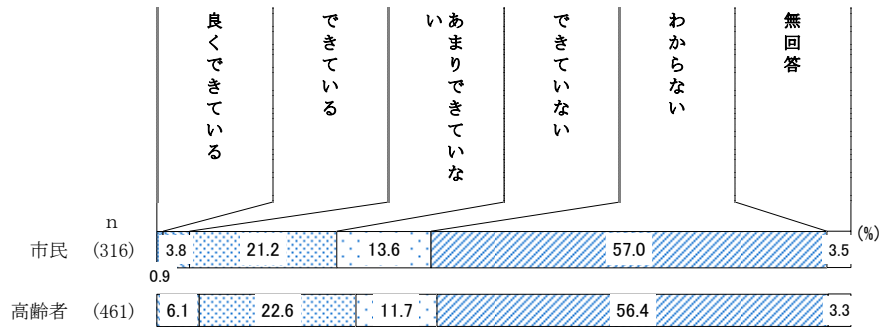
資料：市川市地域福祉計画策定のためのアンケート調査報告書

地域団体や市民活動団体などの情報



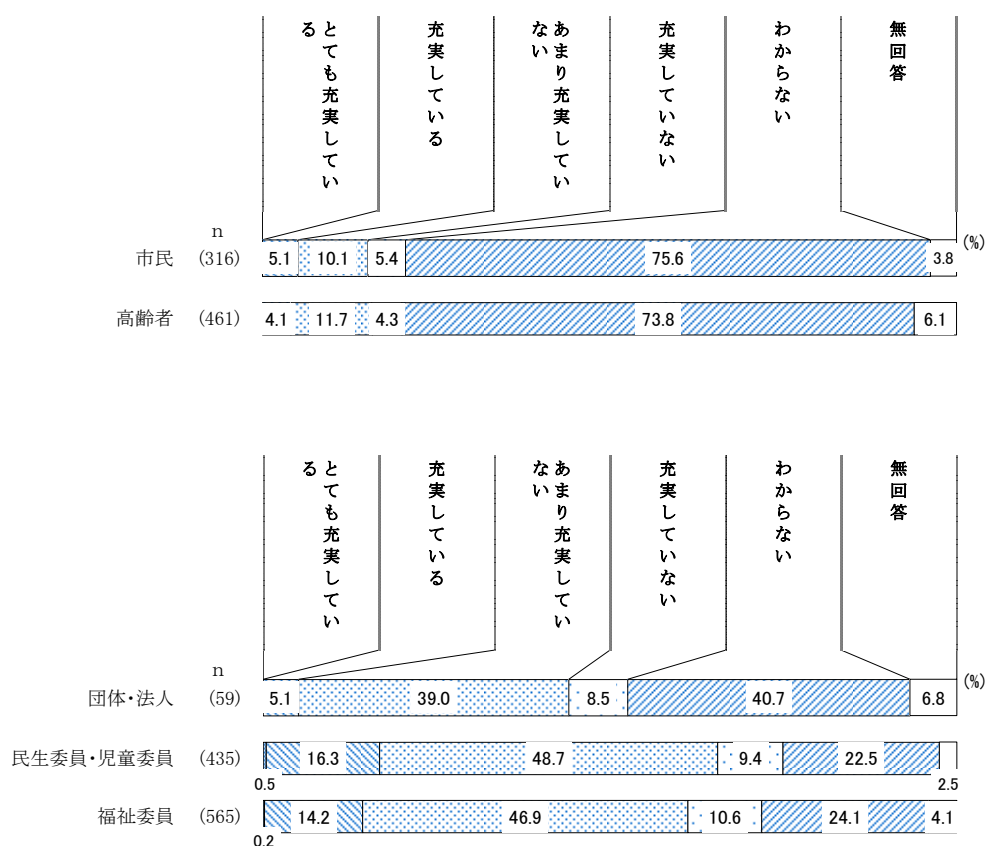
資料：市川市地域福祉計画策定のためのアンケート調査報告書

地域での住民同士の交流や支え合い



資料：市川市地域福祉計画策定のためのアンケート調査報告書

地域福祉の推進のための担い手の確保や人材の育成の環境



資料：市川市地域福祉計画策定のためのアンケート調査報告書

【 課題のまとめ 】

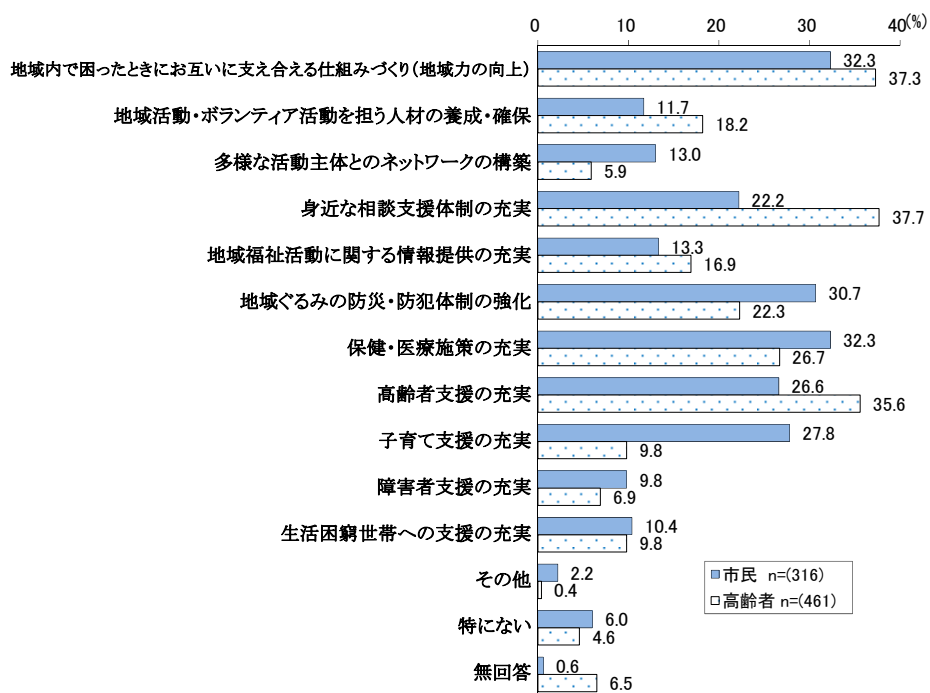
支え合いの地域づくりを推進するうえで、地域住民同士の支え合い、活動団体の情報、活動を担う人材の育成と確保は、基本的条件といえます。

市民や福祉関係者の中で、こうした分野について厳しい評価が与えられていることから、支え合いの地域づくりを一層推進させていくために、地域住民同士の支え合いの重要性を広く市民に浸透させていくとともに、活動の担い手に関する情報提供体制や人材育成に一層力を入れていくことが重要です。

(9) 今後の地域福祉の分野で特に力を入れてほしいこと

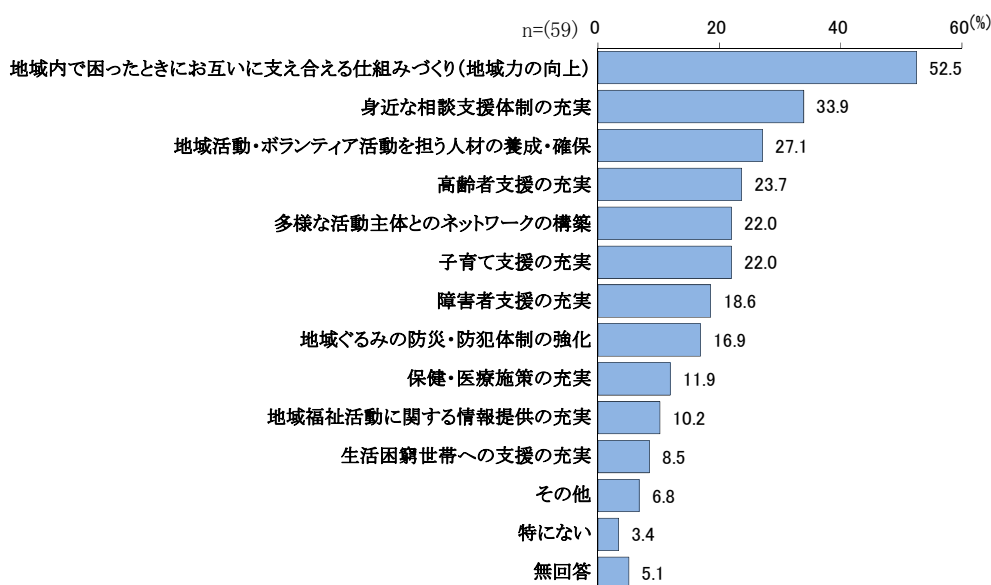
市民、高齢者、ボランティア団体・NPO法人、民生委員・児童委員、福祉委員とも、「地域内で困ったときにお互いに支え合える仕組みづくり（地域力の向上）」が最も多くなっています。また、種別によって、多少の順位の変動はあるものの、「地域活動・ボランティア活動を担う人材の養成・確保」「身近な相談体制の充実」「地域ぐるみの防災・防犯体制の強化」等が上位を占めています。とくに、高齢者では「高齢者支援の充実」が多くなっているは注目されます。

地域福祉分野の施策で特に力を入れてほしいこと



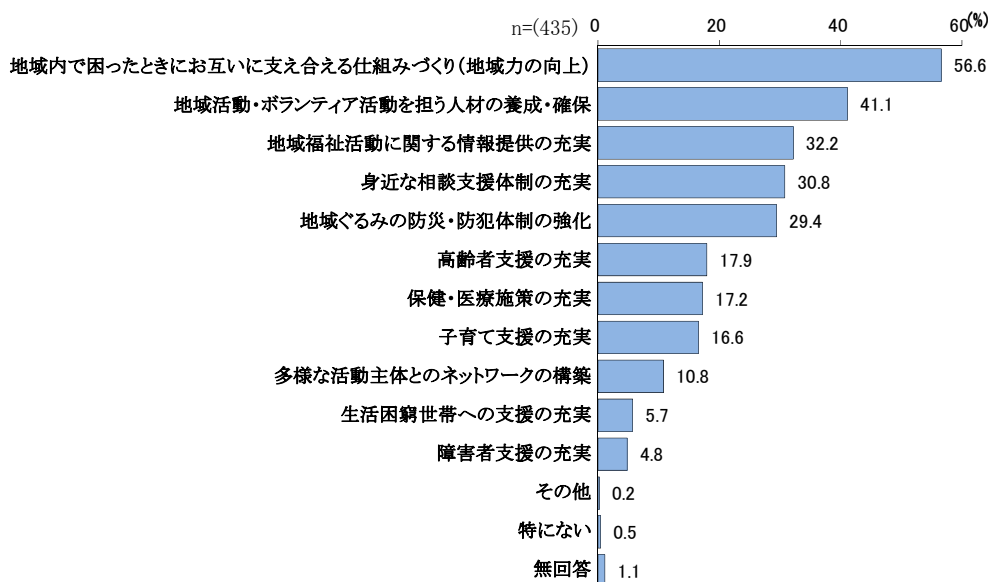
資料：市川市地域福祉計画策定のためのアンケート調査報告書

地域福祉分野の施策で特に力を入れてほしいこと（ボランティア団体・NPO法人）



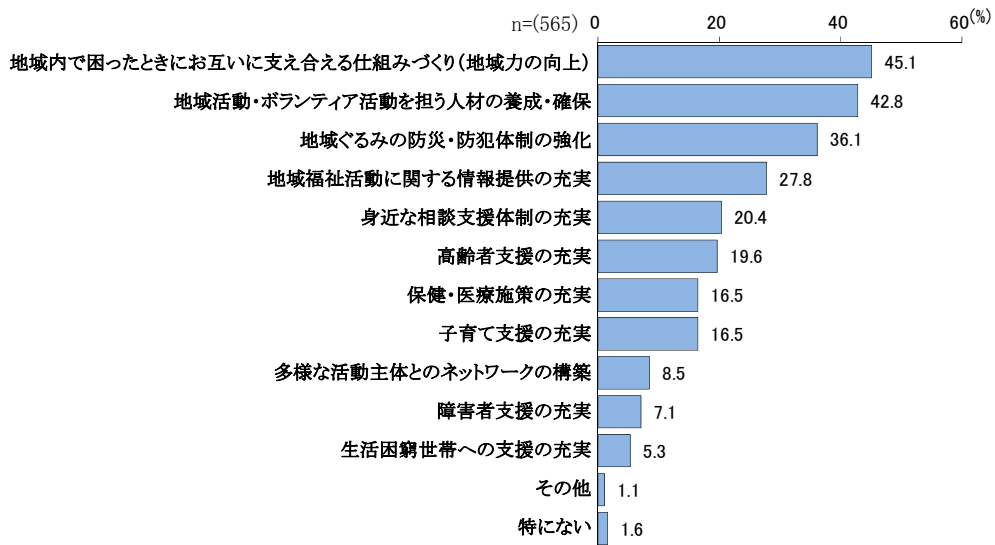
資料：市川市地域福祉計画策定のためのアンケート調査報告書

地域福祉分野の施策で特に力を入れてほしいこと（民生委員・児童委員）



資料：市川市地域福祉計画策定のためのアンケート調査報告書

地域福祉分野の施策で特に力を入れてほしいこと（福祉委員）



資料：市川市地域福祉計画策定のためのアンケート調査報告書

【 課題のまとめ 】

超高齢社会の現実を踏まえて、支え合いの地域づくりを推進するため、支え合いの仕組みづくり、相談体制の強化や人材の養成・確保等の取り組みを一層充実させていくことが重要です。

4 主要課題

「地域ケア推進連絡会」「地区推進会議」における地域活動をされている方々からの意見、前記の市民意向調査の結果から、解決すべき課題として以下の項目の優先度が高いと考えられます。

①地域活動の担い手の確保と育成

自治（町）会役員、民生委員・児童委員、福祉委員など、地域活動の担い手の不足、高齢化の問題が表面化してきています。アンケート調査では、活動内容の項目によっては2割近い方が担い手になりうる意向をもっています。こうした方々を活動の場に取り込むための仕組みづくりが必要です。

⇒ 基本目標Ⅴ 地域福祉推進の基盤づくり
【施策の方向 16 地域活動の担い手の確保と育成】

②地域活動の場の確保・充実

地域ケアシステムの活動拠点は地区ごとに整備されていますが、多くの地域住民が気軽に集い、交流するためには、さらなる拠点の充実やより身近な地域での場の確保を目指し取り組みを進めていくことが重要です。

⇒ 基本目標Ⅴ 地域福祉推進の基盤づくり
【施策の方向 17 地域資源の有効活用】

③地域ケアシステムのPR

地域ケアシステムについては、広報やホームページ等さまざまな方法でPRに努めているものの、十分な効果を得るまでに至っていないのが現状です。本市の地域福祉を推進する上で、中枢的機能を果たすことが期待されている地域ケアシステムが地域住民に身近な存在として広く受け入れられるためには、これまでのPR方法に加え、効果的な媒体を研究するなどさらなる工夫が必要です。

⇒ 基本目標Ⅰ 安心と信頼のあるまちづくり
【施策の方向 1 情報の提供】

④地域での連携（自治（町）会・商店会・学校・高齢者サポートセンター等）

地域には、自治（町）会・商店会・子ども会・高齢者クラブなど様々な団体があるほか、学校・幼稚園・保育園・高齢者サポートセンター・各種福祉施設など地域に根ざした様々な施設もあります。こうした団体・施設が相互に情報交換や連携を図ることができるような環境を整備することにより、さらなる地域福祉の推進が期待できます。

⇒ 基本目標Ⅱ 参加と交流のまちづくり
【施策の方向6 福祉コミュニティの充実】

⑤地域住民同士の交流促進

アンケート調査では、前回計画策定時よりも近所づきあいの希薄化が進んでいる傾向が示されています。災害時等の緊急対応や高齢者の孤独死を防ぐ観点からも、日頃からの「顔の見える関係」づくりが必要です。

⇒ 基本目標Ⅱ 参加と交流のまちづくり
【施策の方向6 福祉コミュニティの充実】

⑥生活支援ニーズへの対応

高齢化が進むなか、ごみ出し・買い物などの日常的生活支援の必要性が増してきています。介護保険制度において介護予防・日常生活支援総合事業が創設されたこともふまえ、自助・互助・共助、公助の役割分担も含めた生活支援のあり方について検討していく必要があります。

⇒ 基本目標Ⅰ 安心と信頼のあるまちづくり
【施策の方向2 地域における相談支援・生活支援の充実】

⑦自治（町）会の加入促進

自治（町）会の加入状況については、南部の加入率が低く、若い世代ほど自治（町）会に理解を示していない傾向があります。地域における公共サービスを伝統的に担ってきた自治（町）会の役割・意義についての周知を図り、住民の意識の変革を促す必要があります。

⇒ 基本目標Ⅱ 参加と交流のまちづくり
【施策の方向6 福祉コミュニティの充実】

⑧身近な相談支援体制の整備

地域共生社会の実現に向けて、国からは、課題を「丸ごと」受けとめる包括的相談支援体制の構築を求められています。また、アンケート調査では、高齢者が特に力を入れてほしい市の施策のトップに「身近な相談支援体制の充実」があげられており、充実に向け取り組む必要があります。

⇒

基本目標Ⅰ 安心と信頼のあるまちづくり 【施策の方向 2 地域における相談支援・生活支援の充実】

⑨情報共有・管理の充実

アンケート調査からは、個人情報を含め、活動に必要な情報を得られていないことが課題として示されています。

地域活動を行いやすい環境づくりのため、地域活動の担い手・団体・行政が必要な情報を共有し、その情報が適切に管理される仕組みを充実させることが必要です。

⇒

基本目標Ⅴ 地域福祉推進の基盤づくり 【施策の方向 18 情報共有・管理の充実】



第3期計画の総括

1

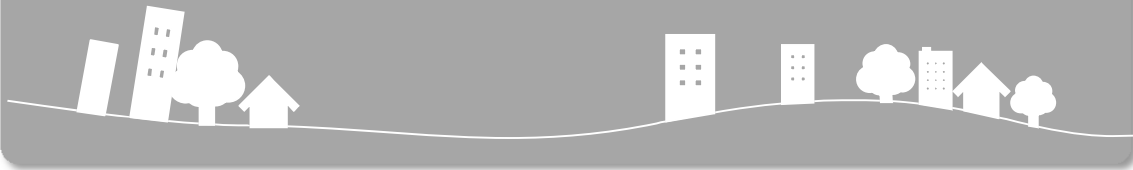
今後、案を作成します。

1 第4期計画の基本的考え方

第4期計画においても、これまで掲げていた基本理念を継承するとともに、すべての市民に共有されるべき将来像としての「行動指針」と5つの基本目標を掲げ、施策・事業の展開につなげていきます。

基本理念

「だれもが住み慣れた地域で自立した生活を送るとともに、自らも参画し、安心して暮らすことのできるまちをつくる」



行動指針

「住民がつくる身近な福祉コミュニティ」

日頃から声をかけ合える付き合いがあること、多くの住民が参加をしてお互いを知り合える地域活動を行うこと、困ったときには自然と助け合う、お互いさまの関係づくりができること、このような「福祉コミュニティ」を目指します。

なお、わかちあいプランにおいても、「福祉コミュニティ」を創ることが基本理念に掲げられています。

2 基本目標

基本目標Ⅰ 安心と信頼のあるまちづくり

市民が安心して暮らしていくためには、必要な情報を容易に入手でき、困ったときに身近な窓口で気軽に相談できることが保障されており、医療・介護・権利擁護の取り組み等の必要な福祉サービスが適切に受けられることが重要です。

福祉ニーズが多様化している現状では、相談・支援の内容も多岐にわたり、福祉・保健・医療等の分野が互いに連携し、質の高いサービスが提供できる仕組みづくりを進めます。

基本目標Ⅱ 参加と交流のまちづくり

地域福祉の考え方では、地域住民のすべてが福祉活動の受け手であると同時に福祉サービスの担い手となりえます。

本市では、社協等各関係団体と協力しながら、自治（町）会など地縁を中心とした組織・団体やボランティア・NPO等市民活動への参加がしやすくなる仕組みづくりに取り組んでいます。地域福祉活動に関心があるものの、活動への参加が難しいという人々を含め、一人でも多くの市民が地域活動に取り組むことのできる仕組みや受け皿を整備し、活動の活性化を図ることが必要です。

また、地震、台風等による風水害等における被害軽減については、平時から顔のみえる関係づくりなど地域の防災力を高めておくことが必要であり、公助だけでない支援体制の整備も課題となっています。

本市としては、自治（町）会、民生委員・児童委員、地区社協等各関係機関との連携を一層強化し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる生活環境整備に向け一体的・総合的な施策の推進に取り組むことにより、交流を通じた地域の関係づくり、地域での支え合いを促進します。

基本目標Ⅲ 安全とるおいのあるまちづくり

急速に進む高齢社会への対応や、障害の有無に関わらずすべての人が住みやすく行動しやすいまちづくりを進めるため、引き続きバリアフリーやユニバーサルデザインの考え方に基づいて生活環境を整備することが重要です。

また、振り込め詐欺や悪質な訪問販売といった犯罪の被害者保護などが課題となっており、自治（町）会が取り組んでいる地域住民による防犯活動など、地域ぐるみでの取り組みを進める必要があります。

市としては、自治（町）会、民生委員・児童委員、地区社協等各関係機関との連携を一層強化し、ボランティアや NPO の協力を得て、すべての市民が安全で快適に暮らすことのできる生活環境の整備に向けて、一体的・総合的に取り組みます。

基本目標Ⅳ 自立と生きがいづくり

自立した生活を送るための基盤である「健康」を維持するためには、世代を問わず市民一人ひとりが日頃から規則正しい食生活や適度な運動等を行うことが重要です。市としては、市民、ボランティア、地域団体等と協働し、健康関連情報の提供等さまざまな健康づくり事業に取り組んでいます。

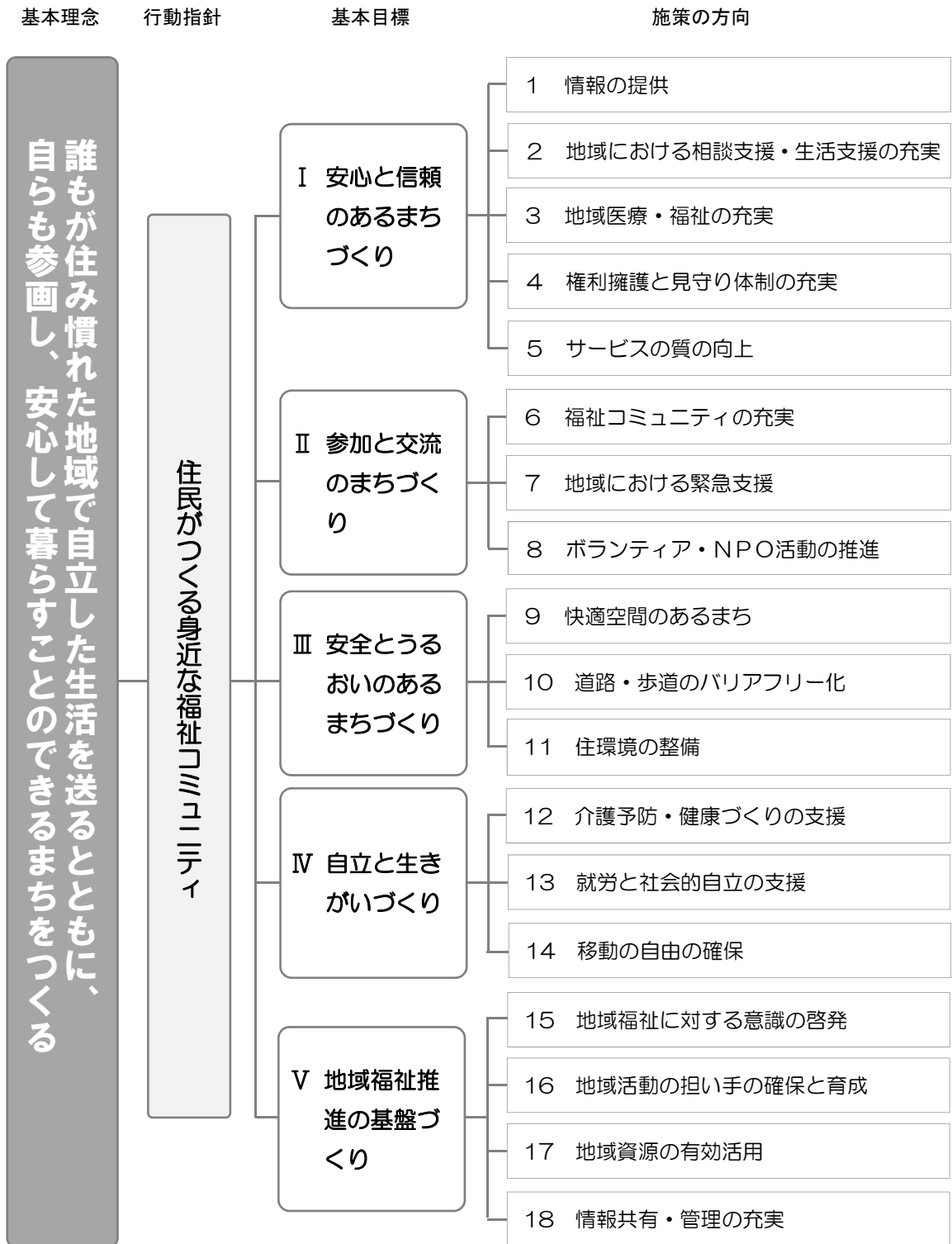
一方、元気高齢者や就労機会に恵まれない障害者等が生きがいをもって日常生活を送るためには、就労支援体制の強化が必要です。また、生活困窮者など社会的な自立支援が必要な人に対する支援を行い、市民一人ひとりが健康で自立した生活を送ることができる環境づくりを進めます。

基本目標Ⅴ 地域福祉推進の基盤づくり

基本目標Ⅰ～Ⅳの達成に向けては、それぞれの施策及び事業を推進することが不可欠ですが、それぞれの施策及び事業に共通する課題を解決し、共通して必要とされる取り組みを効果的に進めることが必要です。そこで、地域という視点で施策を横断する形での取り組みを行い、実効性のある地域福祉推進の基盤づくりを進めます。

3 施策の展開

本計画は、基本理念を実現するために5つの基本目標を設定し、それぞれの目標達成に向けて18の施策を推進します。





第5章

施策の展開

以降は、今後、案を作成します。